

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。



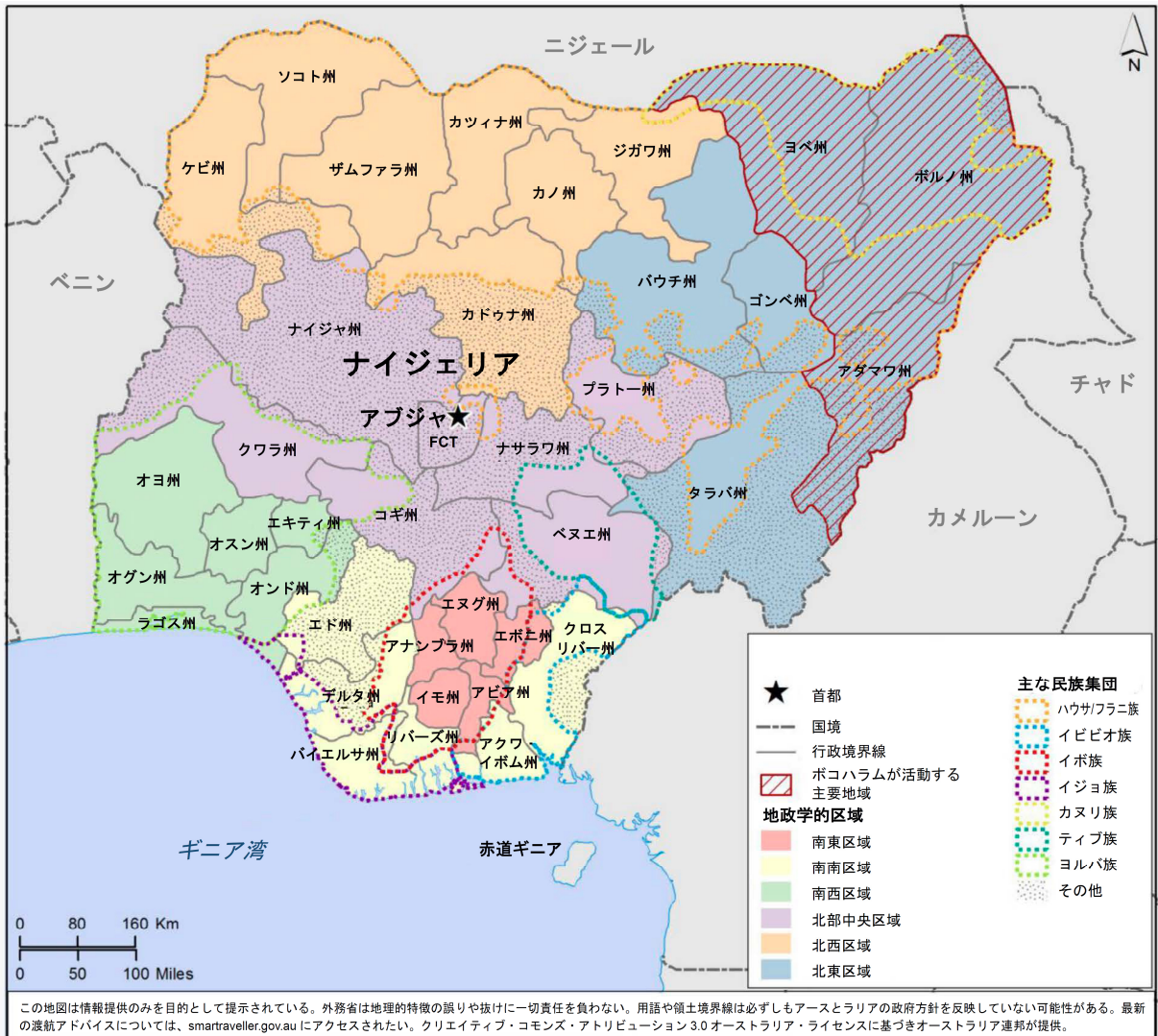
Australian Government

Department of Foreign Affairs and Trade

DFAT COUNTRY INFORMATION REPORT NIGERIA

9 March 2018

DFAT 国別情報報告書 [ナイジェリア]



目次

用語集.....	3
2. 背景情報.....	4
近年の歴史.....	4
人口統計.....	4
経済概観.....	6
政治制度.....	8
人権の枠組み.....	9
治安情勢.....	10
3. 難民条約に基づく申請.....	14
人種/国籍.....	14
宗教.....	15
政治的意見（実際又は帰属）.....	16
利害関係集団.....	18
4. 補完的形態の保護を求める申請.....	27
生命の恣意的な剥奪.....	27
死刑.....	27
拷問.....	28
残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰.....	29
5. その他の検討事項.....	30
国家の保護.....	30
国内移住.....	33
帰還者の取扱い.....	34
文書.....	35
偽造の横行.....	35

略語

DSS Department of State Services (also called SSS)
FCT Federal Capital Territory (Abuja)
FGM/C Female Genital Mutilation/Cutting
ICG International Crisis Group
IMN Islamic Movement in Nigeria
IPOB Indigenous People of Biafra
MASSOB Movement for the Actualization of the Sovereign State of Biafra
MEND Movement for the Emancipation of the Niger Delta
MOPOL Mobile Police: a paramilitary police force
NAPTIP National Agency for the Prohibition of Trafficking in Persons
NCFRMI National Commission for Refugees and Internally displaced Persons
NDA Niger Delta Avengers
NDHS Nigeria Demography and Health Survey
NDLEA National Drug Law Enforcement Agency
NDPVF Niger Delta People ' s Volunteer Force
NDSF Niger Delta Strike Force
NGO non-government organisation
NHRC National Human Rights Commission
NIS Nigeria Immigration Service
NOPRIN Network on Police Reform in Nigeria
NPS Nigeria Prisons Service
OPC O ' odua Peoples Congress
PAP Presidential Amnesty Programme
PDVL Protection Against Domestic Violence Law
SARS Special Anti-Robbery Squad
SSS State Security Service, also called DSS
VAPP Violence against Persons Prohibition Act

本報告書で使用する用語

高リスク（リスクが高い）：DFATは事案が強いパターン性を示して発生していることを認識している。

中リスク（リスクが中程度である）：DFATは行動パターンの存在を示唆できるほど十分な件数の事案が発生していることを認識している。

低リスク（リスクが低い）：DFATは事案が発生していることを認識しているが、事件がパターン化していると結論づけられるほど十分な証拠を有していない。

公的差別

1. 社会の他のセクションのメンバーであれば利用できる国家の保護又はサービスについて、特定の集団が利用するのを妨げるためにその特定集団に適用される法律上又は規則上の措置（例として、個人登録文書又は身分証明書を取得する際の困難さ、文書を承認してもらう際の困難さ、恣意的な逮捕及び勾留を挙げることができるが、これらに限定されない）
2. 国家従業員が特定の集団に向けて取る行動であって、社会の他のセクションのメンバーであれば利用できる国家の保護又はサービスを妨げるような行為（特定の集団に対し、法的又は行政的措置を実施しないなど）

社会的差別

1. 社会の他のセクションのメンバーであれば通常利用できるような財又はサービスについて、特定の集団が利用するのを妨げる社会の構成員（家族、雇用主又はサービス提供者を含む）の行動（例として、不動産の賃貸の拒否、財若しくはサービスの販売の拒否又は雇用差別を挙げることができるが、これらに限定されない）
2. 社会の構成員（家族、雇用主又はサービス提供者を含む）による村八分又は排斥行為

1. 目的とねらい

1.1 この国情報告書は、外務貿易省（DFAT）が保護状況を決定することのみを目的として作成したものです。この報告書は作成時点における DFAT の最善の判断と評価を提供していますが、ナイジェリアに関するオーストラリア政府の方針とは異なります。

1.2 この報告書は、包括的な国の概要ではなく一般的なものを提供しています。これは、現在の取り扱い事案を評価するためにオーストラリアにおける意思決定者に提供され、保護ビザの個別申請を参照することなく作成されています。この報告書には、意思決定者のための政策ガイダンスは含まれていません。

1.3 1958 年移民法 499 条に基づく 2013 年 6 月 21 日の閣僚級指針第 56 号は、以下のとおり述べています。

外務貿易省が保護状態決定プロセスのために明示的に国家情報評価を作成し、意思決定者がその評価を利用可能である場合、意思決定者は、その決定を行う際にその評価を考慮する必要があります。しかし、意思決定者は、国家情報に関する他の関連情報を検討することを妨げられているわけではない。

1.4 この報告書は、ナイジェリアにおける DFAT の現場の知識と様々な情報源の考察に基づいています。この報告は、United Nations departments, US Department of State, UK Border Agency, the European Asylum Support Office (EASO), the World Bank and the International Organization for Migration. DFAT consulted recognised human rights organisations such as Amnesty International, Human Rights Watch, and international non-governmental organisations such as Transparency International and the International Committee for the Red Cross, as well as Nigerian governmental and non-governmental organisations そして信頼できるニュースソースからの報告を含む、信頼できる関連公開情報を考慮しています。DFAT が報告書または主張の特定の出所を参照していない場合、これは出所を保護するためのものである可能性があります。

1.5 この更新された国別情報レポートは、2015 年 2 月 10 日に発行された以前のナイジェリアに関する DFAT レポートに代わるものです。

2. 背景情報

近年の歴史

2.1 ナイジェリアは1960年に独立して以来、内戦、軍政、宗派間及び民族間衝突、不備のある選挙及び反乱を経験してきた。1960年代と1970年代には複数のクーデターと反クーデターが勃発し、多数の軍部指導者が暗殺される事態となった。

2.2 1967年、南東部の3州がビアフラ共和国 (Republic of Biafra) を樹立してナイジェリアから離反したことが内戦の火付け役となった。この内戦とその後の飢饉により、およそ100~300万人が死亡し、この内戦がアフリカ史上最悪の紛争の一つとなった。ビアフラ共和国の理念はナイジェリア南東部で今も生きており、「ビアフラ主権国家の実現のための運動 (MASSOB : Movement for the Actualization of the Sovereign State of Biafra) 」や最近ではビアフラ先住民族 (IPOB : Indigenous People of Biafra) によって広められている。

2.3 1983年12月、ムハンマド・ブハリ少将 (Major General Muhammadu Buhari) が無血クーデターで権力を掌握したが、その後1985年8月にイブラヒム・ババンギダ (Ibrahim Babangida) (当時の陸軍参謀総長) により追放された。その後、ナイジェリアが民主的統治に戻る1999年までの数年間、権力の入れ替わりが続いた。

2.4 与党の人民民主党 (PDP : People's Democratic Party) を率いるグッドラック・ジョナサン (Goodluck Jonathon) は、ウマル・ムサ・ヤラドゥア (Umaru Musa Yar'Adua) 大統領が2010年に現職のまま死亡した後、副大統領として権力を掌握し、2011年の大統領選挙に立候補した。ジョナサン大統領の選挙立候補は、当時、北部諸州と南部諸州の間で結ばれていた権力分担協定を無効にした。この選挙は、当時、進歩変革会議 (CPC : Congress for Progressive Change) という名称で知られていた野党が北部諸州で勝利を収め、PDPが南部及びミドル・ベルト地帯の諸州で過半数を占める勝利を収める結果となった。ミドル・ベルト地帯と北部の諸州では2011年選挙が実施された後に抗議行動が起き、数人が死亡した他、数千人が国内避難を余儀なくされた。

2.5 外部オブザーバーは、2015年3月に行われた選挙をナイジェリアが文民政府に戻ってから最も公正かつ適切に組織されたものであったと見ている。野党連合政党である全進歩会議 (All Progressives Congress) は1999年以降ナイジェリアを統治してきたPDPに勝利した。元軍部指導者の (退役) ムハンマド・ブハリ少将 (上記参照) が大統領選に勝利し、ナイジェリアの大統領選挙に勝利した野党初の候補者となった。ブハリ氏は軍政と距離を置いて、民主主義を尊重し、文民指導者としてナイジェリアを統治していくことを約束した。ブハリ大統領とオルイエミ・イエミ・オシンバジヨ (Oluyemi 'Yemi' Osinbajo) 副大統領は2015年5月29日に就任した。

人口統計

2.6 ナイジェリアは、36の州とアブジャ（Abuja）連邦首都地区（FCT：Federal Capital Territory）で構成されている。これらの州とFCTは6つの地理領域に分類される。

北東区域：パウチ（Bauchi）州、ボルノ（Borno）州、タラバ（Taraba）州、アダマワ（Adamawa）州、ゴンベ（Gombe）州及びヨベ（Yobe）州

北西区域：ザムファラ（Zamfara）州、ソコト（Sokoto）州、カドゥナ（Kaduna）州、ケビ（Kebbi）州、カツィナ（Katsina）州、カノ（Kano）州及びジガワ（Jigawa）州

北部中央区域：ナイジャ（Niger）州、コギ（Kogi）州、ベヌエ（Benue）州、プラトー（Plateau）州、ナサラワ（Nassarawa）州、クワラ（Kwara）州及びFCT

南東区域：エヌグ（Enugu）州、イモ（Imo）州、エボニ（Ebonyi）州、アビア（Abia）州及びアナンブラ（Anambra）州

南西区域：オヨ（Oyo）州、エキティ（Ekiti）州、オスン（Osun）州、オンド（Ondo）州、ラゴス（Lagos）州及びオグン（Ogun）州

南南区域：バイエルサ（Bayelsa）州、アクワ・イボム（Akwa Ibom）州、エド（Edo）州、リバーズ（Rivers）州、クロスリバー（Cross River）州及びデルタ（Delta）州

2.7 ナイジェリアは世界で最も人口の多い国の一つである。2016年の国連データによると、ナイジェリアの総人口は1億8,700万人を若干下回っている。この数値はしばしば論議を呼んでおり、参照する情報筋に応じて最大で500万人変動する。ナイジェリアは2006年に最新の国勢調査を行った。次の国勢調査は2018年に予定されているが、ナイジェリア人口委員会（NPC：Nigerian Population Commission）がそのコストを2億2,300万ナイラ（7億800万米ドル）と見積もっていることを踏まえ、実施を疑う人は多い。

2.8 ナイジェリアには、500の現地語を持つおよそ200の民族集団が居住している。最大の民族集団は北西部に住むハウサ/フルニ族（Hausa-Fulani）、北東部に住むカヌリ族（Kanuri）南東部に住むイボ族（Igbo）及び南西部に住むヨルバ族（Yoruba）である。南部中央部及び北部中央部には、多数の小規模な民族集団が全域に散らばって居住している。公用語は英語であるが、ハウサ語、ヨルバ語、イボ語を含む複数の現地語も用いられている。ピジン語は共通語である。

2.9 ナイジェリア人のおよそ50パーセントはイスラム教徒、40パーセントがキリスト教、10パーセントが土着の宗教的信仰に従っている人々である。イスラム教徒の主要な集団はスンニ派であるが、ナイジェリアにはシーア派やイザラ派（サラフィスト）の少数派もいる。キリスト教団体には、ローマカトリック、英国国教会、バプティスト、メソジスト、長老派教会、福音主義派、ペンテコステ派及び末日聖徒イエスキリスト教会（モルモン教）が含まれる。キリスト教は南部諸州における多数派の宗教であり、イスラム教は北部諸州における多数派の宗教となっている。英国はナイジェリア南部を直接支配し、キリスト教

への大々的な改宗活動を推進した。これとは対照的に、植民地政府は北部でイスラム教徒の首長を介した間接的統治の方針を適用した。北部ではキリスト教と西洋教育がそれほど広まっておらず、著しい文化的差異を生みだしている。この文化的差異は今日までナイジェリア社会の大きな特徴となっている。

2.10 ナイジェリア人の半数余りが小規模ないし中規模の都心に居住している。首都アブジャを含む大半の都心には300万人未満が住んでいる。ナイジェリア最大の都市はラゴス（Lagos）である。国連は同市の人口を1,400万人と推定している。ラゴス州政府は2,100万人であると主張している。2016年現在、ナイジェリア人のおよそ半分（44パーセント）が15歳未満であった。

経済概観

2.11 ナイジェリアの経済はアフリカで最大であり、2016年の推定GDPは2015年の実績である5,680億米ドルから低下して4,050億米ドルとなっている。ナイジェリアは2007年に低所得国の地位を得ており、2016年の国民一人当たりGDPは2,450米ドルであった。一方、ナイジェリアはUNDP人間開発指数において最下位レベル国の一つとなったままであり、2016年では187か国中152位にランク付けされている。

2.12 ナイジェリア経済は、輸出収入の大半を占める採掘セクター、特に原油生産が原動力となっている。ナイジェリア経済は1991年以降、世界の原油価格の崩壊、劣悪な統治、非石油経済部門における低い生産性によりもたらされた最悪の不況から回復しようと躍起になっている。ナイジェリアは歴史的に変動する高率のインフレーションに苦しんできた。インフレ率はこの6年間に亘って平均10パーセントを超えており、ピークは2017年1月の18.7パーセントであった。

2.13 ナイジェリアはトランスペアレンシー・インターナショナル（Transparency International）の2016年腐敗認識指数（Corruption Perceptions Index）で176か国中136位にランク付けされた。これは、以前の順位よりも改善したことを表しており、ナイジェリアが汚職と闘うために重要なステップを踏み出したことを示している。世界銀行の「2017年ビジネス環境の現状：ビジネスのしやすさインデックス報告書（Ease of Doing Business Report for 2017）」はナイジェリアを190か国中169位にランク付けした。ナイジェリアは信用（クレジット）の利用しやすさや起業の容易さの側面で改善したことを実証したが、財産登録や納税の容易さという側面では依然として低い順位にとどまっている。

2.14 ナイジェリアの経済状態が雇用機会を求める個人の国内及び国外移住のプッシュ要因を生み出しているとDFATは評価している。強固な経済成長と豊富な天然資源にもかかわらず、ナイジェリア国家統計局（Nigerian National Bureau of Statistics）は極貧の中（1日当たり1.25米ドル未満）で暮らす人々の数が2014年の総人口の54パーセントから2016年

には67パーセントにまで上昇したと推定している。世界銀行はナイジェリアの高い貧困率の原因を劣悪な統治のせいとしている。また、ナイジェリア全土に亘ってボコ・ハラム(Boko Haram)が反政府活動を激しく展開し、民族紛争も起きていることに起因して、およそ500万人が食糧支援を緊急に必要としている。

2.15 ナイジェリア人のディアスポラ(離散)は顕著であり、多くのナイジェリア人が海外に雇用を求めている。ナイジェリアはアフリカで最も高い比率の海外送金を受け取っており、世界レベルでも5番目に大きい国となっている。海外送金の受取額は、2015年に外国為替規制が導入された後、送金が非公式なチャンネルに迂回するようになったことを一つの理由として2016年には前年比10パーセント減少した。世界銀行は、2017年におけるナイジェリアの海外送金受取額は前年比3.3パーセント増加し、340億米ドルになると予想している。

保健

2.16 ナイジェリア人は、特に主要な都心以外で医療を十分利用することができず、したがって健康結果はあまり良くない。ナイジェリアは2016年に1人当たり94米ドルを医療に費やしており、公的医療の需要が供給を大きく上回っている。医療・保健サービスはあらゆるレベルの政府の責任である。質の高い医療サービスの利用状況と利用しやすさは不十分であり、大半のナイジェリア人は医療費を負担する余裕がない。

2.17 平均寿命は男性が53歳で、女性が56歳である。乳幼児死亡率は世界平均を大幅に上回っており、(世界平均と比較して) 2016年には出生1,000人当たり71.2人であった。報告されている成人(15~49歳)のHIV感染率は2015年で3.1パーセントであった。この比率は比較的低いものの、ナイジェリアの膨大な人口に照らせば、ナイジェリアはHIV患者の数が世界で最も多い国の一つであることを示している。

2.18 ナイジェリアでは、依然として風疹、黄熱病、髄膜炎、コレラ、下痢、はしかなど治療すれば一般的に治る病気で死亡者が出ている。マラリア、結核及びギニア虫病はまん延しているが、ポリオについては2015年の1年間に発症例がなく、2016年には単発的な発症例がほんの僅かしか報告されなかったことをナイジェリアは祝った。

メンタルヘルス

2.19 ナイジェリア政府は1991年に初めて精神衛生政策を策定したが、その実施状況を正式に評価することはなかった。2003年、政府は精神衛生法案(Mental Health Bill)を上程したが、2009年に撤回した。その後、同法案は2013年に国民議会(National Assembly)へ再上程されたが、まだ法制化されていない。

2.20 世界保健機関(WHO)は、ナイジェリアの精神衛生サービスに存在する大きなギャップについて報告している。国内の精神科医は150人以下であり、神経科医はほとんどいない。政府は精神科看護師が10万人当たりおよそ5人しかおらず、臨床精神分析医、ソーシャ

ル・ワーカー、神経心理学療法士及び作業療法士はごく僅かしかいないと報告している。向精神薬は稀にしか入手できず、医療情報システムには精神及び神経医療措置が組み込まれていない。

2.21 精神衛生問題を抱える人々は依然としてナイジェリアで深刻な社会的烙印を押されており、多くの家族は家族の一員が精神病に罹っている状況を秘密にしようとし、又は精神病を呪い又は魔術のせいに行っている。DFATIは、農村部で精神病に罹っている者が鎖に繋がれている及び/又は教会若しくは住居で檻に入れられている複数の事案を認識している。

教育

2.22 ナイジェリアの成人の識字率は51パーセントであり、小学校入学率は2000年代初め以降およそ57パーセントにとどまっている。女兒の正規教育参加率は、特に北部諸州や農村地域で低い。ナイジェリア南部では小学校通学率が35パーセント未満の州は一つのみであるのに対し、ナイジェリア北部では10パーセント未満の州が4つある。UNICEFによると、ナイジェリアの6~11歳の児童の40パーセントはどの小学校にも通学しておらず、特に女兒については、北部地域が国内で最も低い通学率を記録している。男女の格差は特に北部で広く存在したままであり、学校における男児に対する女兒の比率は一部の州で男児1人に対して2分の1人から3分の1人となっている。

2.23 テロ集団のボコハラムが北部の諸州で学校を標的にしている(治安情勢を参照)ため、教育の現状は悪化している。ボコハラムの襲撃を理由に、北東部のボルノ州は2014年3月に全ての公立学校を閉鎖した。多くの学校は2015年の終わりに再開したが、一部の両親は暴力を恐れて子どもたち、特に女兒を学校に送り返すことを依然として躊躇している。

2.24 UNICEFとナイジェリア政府の最新データによると、主に経済的苦難、児童労働及び女兒の早期結婚を理由として生徒の30パーセントは小学校を中退しており、中学校 (Junior Secondary School) に進学するのは僅か54パーセントに過ぎない。

雇用

2.25 ナイジェリアでは、毎年およそ600万人が労働市場に参入してくるが、公式部門で職を確保できるのは僅か10パーセントに過ぎない。就業率が高いのは農業を含む非公式部門であり、非公式部門は全労働力の大半 (70パーセント) を雇用している。産業部門は現在10パーセントを雇用しており、サービス部門は20パーセントを雇用している。失業率は15~24歳グループ及び25~34歳グループで最大となっており、2016年の公式記録によると、それぞれ25.2パーセント及び15.4パーセントに至っている。

2.26 国家統計局 (NBS : National Bureau of Statistics) の2017年6月付失業/不完全雇用ウォッチレポート (Unemployment/Underemployment Watch report) によると、失業率は前四半期の13.9パーセントから2016年10~12月期には14.2パーセントに上昇した。NBS

は、職を探しているが1週間で20時間以上雇用される職を見つけることができない人々を失業者と定義している。国際労働機関の定義 - 全く働いていないが、職を探している全ての者 - を用いれば、ナイジェリアの失業率は2016年10~12月で7.2パーセントであった。

政治制度

2.27 ナイジェリアは3層の政府から成る連邦制度を採用している。すなわち、連邦政府、州政府(36)及び地方自治体(774)の間で憲法上の権限を分担する協定を結んでいる。連邦レベルでは、選挙で選出され、国家元首、政府の長及び国軍最高司令官である大統領が政府を率いる。ナイジェリアは3つの法律制度、すなわち、コモンロー、イスラム・シャリーア、そして、重要性は前記の2つより低い慣習法を運営している。

2.28 連邦の立法権は、下院及び上院の2院制を敷いている国民議会(National Assembly)に付与されている。下院には、小選挙区で選出され、任期を4年とする議員が360人いる。上院には109人の議員がおり、このうち108人は36州に対応する36選挙区で選出され、任期を4年としている。連邦首都地区では小選挙区で議員1人が選出される。政治的プロセスへの女性の参加は2000年代初め以降、低い水準にとどまっており、国民議会の(上院と下院の議席数を合算した)総議席数の7パーセントを占めているに過ぎない。

2.29 州は財政予算について中央政府に依存している。ラゴス州とカノ州のみがそれぞれの州内歳入の相当部分(およそ30パーセント)を生み出している。中央政府は警察と軍の部隊を管理している。

人権の枠組み

2.30 ナイジェリアは以下に掲げる国際的な条約及び規約の締約国である。

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(Covenant on Economic, Social and Cultural Rights)

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination)

女性に対するあらゆる形態の暴力の撤廃に関する条約(Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women)

市民的及び政治的権利に関する国際規約(Covenant on Civil and Political Rights)

拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約(Convention Against Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment)

児童の権利に関する条約(Convention on the Rights of the Child)

障害者の権利に関する条約(Convention on the Rights of Persons With Disabilities)

2.31 ナイジェリア憲法は、生命に対する権利、宗教の自由、表現の自由及び移動の自由を含む基本的人権を保証するとともに、人種、宗教、性別、民族性又は政治的所属に基づく差別を禁じている。

2.32 2017年8月、イエミ・オシンバジヨ大統領代行は、特に地方の紛争や反政府活動に対応する中で人権に係る義務と交戦規則に関するナイジェリア軍の遵守状況を検証するため、司法委員会（Judicial Commission）を設置し、その委員を任命すると発表した。

国家人権機関

2.33 人権侵害状況を調査、監視するため、そのような侵害行為に関して政府に勧告を行うため、また、被害者のために救済措置を求めるため、国家人権委員会法（National Human Rights Commission Act）に基づき1999年に国家人権委員会（NHRC：National Human Rights Commission）が設置された。2010年に同法が改正され、NHRCは運営面及び資金面で独立性を与えられるとともに、調査及び執行権限を強化できるようになった。高等裁判所（High Court）はNHRCの決定事項を執行する。現在、NHRCの照会、召喚、指令、勧告又は裁定に従うことを拒否すれば、刑罰を科される犯罪になる。NHRCは調査し、政府の行動に批判的な報告を提出してきた。この中には、2013年4月にボルノ州のボコハラムのメンバーを超法規的に殺害した疑惑に関する報告書が含まれており、同報告書は軍部内の改革を要請している。NHRCはこの報告書をウェブサイトで公表した。

2.34 「人権の促進と保護のための国際調整委員会（International Coordinating Committee of National Institutions for the Promotion and Protection of Human Rights）」はNHRCがパリ原則（国際的に認知された人権機関向けのベンチマーク）を全面的に遵守している（「A」格付け）と評価した。NHRCは比較的独立しているものの、低い能力と弱い資金調達力に苦しんでいる。政府はNHRCの調査結果をいつも決まって否定又は無視している。人権侵害疑惑をかけられたことに対応して、軍とナイジェリア警察部隊（NPF：Nigeria Police Force）は汚職と虚偽に満ちているとしてNHRCを非難した。NPFは、NHRCが超法規的殺害に警察が関与していると主張する報告書を公表した後、NHRCの議長に問い質した。

治安情勢

2.35 ナイジェリアの治安情勢は変動しやすく、近年は市民や外国の建物を標的にしたテロ襲撃が多数発生している。2017年には、紛争とテロにより4,751人が死亡したと報告されたが、実際の死者数はこれより多い可能性が高い。ナイジェリアの北東部は政府治安部隊と一般的にはボコハラムとして知られているテロ集団Jama'atu Ahlis Sunna Lidda'awati Wal-Jihad（神の思し召しと聖戦の教えに帰依する信徒集団）との紛争を理由に今もなお非常事態宣言下にある。2016年は、軍事作戦が強化される一方、ボコハラムの派閥が分裂し

たため、市民の死者数は減少したと伝えられている。それにもかかわらず、ボコハラムは引き続き北東部で自爆テロ攻撃を仕掛け、相当な影響力を及ぼしている。

2.36 ナイジェリア南部も、主にニジェール川デルタ地帯（Niger Delta）における原油資源の窃盗と支配を巡って武装犯罪集団と治安部隊が衝突しているため、治安情勢は変動しやすい。ミドル・ベルトとして知られるナイジェリアの中央部と北部中央部における民族間の土地紛争は2016年に激化した。遊牧民で牧畜を営むフラニ族（大半がイスラム教徒）とベロム（Berom）民族の農民（キリスト教徒）との紛争がこの10年間、主にプラトール州で起きている。この紛争は近年、北部中央部のカツィナ州、ナサラワ州、ベヌエ州及びカドゥナ州に移動してきている。

ボコハラム（Jama'atu Ahlis Sunna Lidda'awati Wal-Jihad）

2.37 ボコハラムはナイジェリア北部のイスラム教過激派運動であり、厳格な形態でのシャリーア又はイスラム法を適用しようとしている。「ボコハラム」とはハウサ語で「西洋式教育は罪深い」を意味する。ボコハラムはイスラム教徒が西洋社会と関係がある政治的又は社会的活動に参加する（民主選挙で投票する又は世俗的教育を受けることを含む）のを禁じている。近年、カメルーンを急襲し、当該地域全体に亘ってイスラム国を樹立すると発言しているものの、ボコハラムは主にナイジェリア国内の反乱勢力であり、国際的な作戦を展開していない。

2.38 ボコハラムは当初、イスラム教徒に社会的及び資金的支援を提供し、シャリーアの厳格な遵守を求める泡沫的な運動であった。この集団は、その創始者であるモハメド・ユスフ（Muhammad Yusuf）が超法規的に殺害された後、北東部のボルノ州、ヨベ州及びアダマワ州にシャリーア法を適用する動きを巡って政府治安部隊とボコハラムの緊張関係が高まった2009年に反乱勢力へと変容した。2009年以降、ボコハラムは政府を支持していると思われる者（警察官、軍人、政治家を含む）、世俗的教育を含む「西洋」概念を支持していると思われる者、及びボコハラムの理念を支持しないイスラム教徒を襲撃してきた。

2.39 ボコハラムは、同集団に参加することを拒絶するイスラム教説教師を標的にして暗殺を実行してきた。標的の中には、Bashir Kashara（2010年10月に殺害）、Ibrahim Ahmad Abdullahi（2011年3月に殺害）及びIbrahim Birkuti（2011年6月に殺害）などの著名な聖職者が含まれていた。2014年7月、ボコハラムはカドゥナに爆弾攻撃を仕掛け、著名な穏健派聖職者のSheikh Dahiru Bauchiを標的にした。

2.40 2013年、国際刑事裁判所（ICC：International Criminal Court）の検察局（Office of the Prosecutor）は、ナイジェリア北東部の戦闘を非国際的な武力紛争であると宣言した。政府は数千人の軍勢をボルノ州、ヨベ州及びアダマワ州に配備したが、これまでボコハラムを打倒するまでには至っていない。国際オブザーバーは、軍の作戦において規律が欠け

ていることについて懸念を表明するとともに、適正手続きを経ずにボコハラムのメンバーを殺害しているとして軍を非難した（超法規的殺害を参照）。

2.41 2014年4月、ボコハラムは、ボルノ州チボック（Chibok）の公立中高一貫校から200人以上の女生徒を拉致した。この地域の学校は暴力を恐れて数週間閉鎖されていたが、女生徒たちが最終試験を受けに学校へ戻った際に拉致された。2017年5月、政府とボコハラムとの人質交換により、82人の所女生徒が解放された。しかし、今もなお、100人以上の女児が囚われの身になっている。

2.42 2016年、ボコハラムは2つの派閥に分裂した。Abu Musab al Barnawiが率いる派閥はイラクとシャームのイスラム国（ISIS：Islamic State of Iraq and al-Sham）に忠誠を誓い、自らを西アフリカのイスラム国家（ISIS-WA：Islamic State of West Africa）と呼んでいる。もう一つのAbubakr Shekauが率いる派閥は、ボコハラムの当初の名称であるJama'atu Ahl as-Sunnah li-Da'awati wal-Jihad (JASDJ)(宣教およびジハードを手にしたスンニ派教徒としてふさわしき者たちの意)をとどめている。大半のナイジェリア人は今もなお、両集団を総称してボコハラムと呼んでいる。

2.43 北東部のボルノ州、ヨベ州及びアダマワ州における紛争は、国内及び国外移住のプッシュ要因となっている。数千人に及ぶナイジェリア人が紛争に対応して、隣国のチャド、カメルーン及びニジェールに逃亡した。ボコハラムの暴力により、250万人ものナイジェリア人が国内避難を余儀なくされてきた。ナイジェリアの国内避難民は十分な人道的支援を欠いており、国内避難した女性と女児は治安部隊や自警団から性的暴力と虐待を受けやすい。国際人権団体のヒューマン・ライツ・ウォッチ（Human Rights Watch）は2017年ワールド・レポートの中で、ボコハラムに対する軍事作戦が2016年に強化され、ボコハラムが支配していた大半の地域は治安部隊によって取り戻されていると伝えるとともに、市民の死者数も2015年の3,500人から2016年には550人に減少したと述べている。

2.44 2017年6月から9月にかけて標的攻撃が増え、ダロリ（Dalori）IDPキャンプ、マイドゥグリ（Maiduguri）大学、マイドゥグリ市のモライ（Molai）総合病院に爆弾攻撃があった他、マイドゥグリ市自体にも大規模な組織的銃撃が行われた。2017年11月21日、朝の礼拝を行っていたモスク（イスラム教の礼拝所）で自爆テロがあり、50人の男性と少年が死亡した。2018年2月、ボコハラムのメンバーと考えられる戦闘員がヨベ州ダプチ（Dapchi）にある科学技術大学から最多で115人の女子学生を拉致した。

ニジェール川デルタ地帯の民兵集団

2.45 原油が豊富なニジェール川デルタ地帯における暴力は、土地と資源を巡って競合する民兵集団間で、また、民兵と秩序を回復するために派遣された治安部隊との間で引き続き繰り返されている。この地域では、ニジェール・デルタ解放運動（MEND：Movement for

the Emancipation of the Niger Delta)やニジェール・デルタ・アベンジャー (NDA : Niger Delta Avengers) など複数の自警団が活動している (MENDを参照)。連邦政府は自警団の活動を抑圧しようとする連邦政府の活動の成果にはばらつきがあった。治安部隊はこの地域で市民を直接標的にすることもあった。ナイジェリア治安部隊は財産を損壊し、ニジェール川デルタ地帯で民兵集団のメンバーをかくまっていると非難されている複数の村民を殺害したという国内外の情報筋の報告をDFATは信憑性のあるものと考えている。

コミュニティ間暴力 - ミドル・ベルト地帯

2.46 キリスト教徒の「入植者」とイスラム教徒の「牧畜民」は、土地紛争を巡って、また、しばしば全国選挙に関連して、ナイジェリアの中部及び北部で引き続き衝突している。この衝突は複雑な一連の宗教的、民族的及び政治的緊張関係を増幅させているが、本質的には土地や政権を含め、限られた資源を巡った競争を表している。

2.47 2010年1月、プラトー州でイスラム教徒とキリスト教徒の間で暴力的な衝突があり、300人以上が死亡した。2012年7月、イスラム教徒の牧畜民であるフラニ族は、ジョス (Jos) 近くでプラトー州北部を代表しているキリスト教徒の上院議員Gyang Dantongを射殺した。キリスト教徒は、土地紛争に関連して2014年2月にカドゥナ州でおよそ100人のキリスト教を殺害したとしてフラニ族の牧畜民を非難した。国際危機グループ (ICG : International Crisis Group) は、両教徒間の紛争で2016年には2,500人が死亡したと推定している。

2.48 宗教的アイデンティティ、民族性、「先住民」と「入植者」、土地へのアクセス及び生計手段に係る問題は、しばしばキリスト教徒とイスラム教徒の間の宗教的暴力に帰せられるものの、プラトー州では武力行為の原動力となっている。干ばつと砂漠化により、牧草地は劣化し、ナイジェリア極北部のサヘル地帯 (Sahelian belt) 全域にある多くの天然水資源は枯渇し、多数の牧畜民は放牧牛のための草原と水を求めて南部へ移動することを余儀なくされた。また、ボコハラムの反乱活動により、ますます多くの牧畜民が南部への移動を強いられている。2018年を通じて、特にベヌエ州で牧畜民と地元農民との間の暴力的衝突事件が急増し、100人以上が死亡した他、作物や住宅が破壊されるという結果になった。

2.49 国際危機グループは、これらの紛争の中核的な原因が土地、権力及び資源の所有権を主張する土着のBerom/Anaguta/Afizire (BAA) 集団とハウサ/フラニ入植者の間の競合関係にあると評価している。連邦憲法は「先住の原則」を謳っており、少数民族の文化的及び政治的アイデンティティと伝統的制度が大規模なハウサ/フラニ族、イボ族及びヨルベ族の集団により埋没させられないように保護している。

3. 難民条約に基づく申請

人種/国籍

3.1 ナイジェリアは数百に及ぶ様々な民族で構成される極めて多様な国家である。人種、国籍又は民族性に基づく公的差別は稀である。

イボ族

3.2 イボ族は、ナイジェリア総人口の18パーセントを構成し、ナイジェリアで政治的に最も影響力がある集団の一つである。イボ族の一部の人々は1999年以降、独立国家の樹立を目指した運動を行ってきた（政治的意見 - MASSOBを参照）。

3.3 イボ族はナイジェリア南東部を起源としており、アビア州、アナンブラ州、エボニ州、エヌグ州及びイモ州に多数住んでいる。イボ族の多くはナイジェリアの他の地域（北部諸州を含む）へ移住した。イボ族は多数のイボ語方言を話している。イボ族は主にキリスト教徒である。

3.4 ナイジェリアではイボ族に向けられた法律条項は一切ない。また、イボ族は干渉されずにナイジェリアの政治的、社会的及び文化的生活に参加することができる。イボ族は、他の全てのナイジェリア人と同様に、国内を自由に移動することができる。

3.5 イボ族はナイジェリアのミドル・ベルト地帯と北部の諸州でボコハラムからの襲撃に直面してきた。2011年1月、イボ族の40人は、乗車していたバスがプラト州ジョス市内のイスラム教徒が圧倒的多数を占める地域に入った後、車外に連れ去られ、殺害された。2011年11月、中部及び北部のプラト州、カドゥナ州、ナサラワ州、ナイジャ州及びボルノ州のイボ族住民は、ボコハラムの襲撃に対応して南部に避難した。しかしながら、イボ族がその民族性を理由として特別に標的にされたという報告は最近行われていない。過去の襲撃は機に乗じたものであり、散発的で、稀にしか行われなかった。イボ族はナイジェリアで日常ベースでの社会的暴力に直面していないとDFATは評価している。

3.6 魔術信仰は一部のイボ族コミュニティで引き続き存在している。国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）は、ナイジェリアで魔術を操っているとして非難されている人々に対する暴力が継続していると報告した。イボ族の人々は魔術を操っているとして自らが属するイボ族コミュニティから非難されるリスクが低いとDFATは評価している。しかしながら、非難された場合、社会的暴力に直面する可能性がある。そのような人々は、しばしば家族の賛同を得て仲間の村民から、又は近隣の村落にすむ人々から襲撃される可能性がある。しかし、そのような襲撃は稀であり、報復により引き起こされることが多い。

非先住民

3.7 ナイジェリアの先住民は、その祖先を特定の州の当初の住民にまで遡ることができる

者である。非先住民という用語は「入植者」を特定するために用いられることが極めて多く、部族及び民族の区別を表現するための手段として使用される。非先住民はナイジェリア連邦法に基づいて公的に定義されているわけではなく、差別されているわけでもない。しかしながら、地元警察は非先住民を差別する可能性がある。

3.8 ナイジェリアの全域に亘って、公的機関は個人に対し、公共サービスを利用する前にその出身州又は先住性を明らかにするよう義務付けている。非先住民は財産の所有権に関して制限を受ける可能性があるという国内情報筋からの助言をDFATは信頼できるものと考えている。連邦レベルでは、行政機関又は州立大学のポストに先住民枠が適用されることがある。非先住民は連邦、州又は地方自治体選挙で合法的に投票することができる。しかしながら、非先住民が州レベルで選出されるポジションに立候補することは極めて困難である。たとえば、カノ州の非先住民は議会選挙に立候補することはできない。

3.9 DFATは、ラゴス及び連邦首都地区（アブジャ）を除き、全州が程度の差こそあれ、これらの慣行を実施していると理解している。連邦政策は、行政機関又は大学でいずれかの民族集団が過大に又は過少に代表者を出すのを防ぐために「連邦的性格」を保持することを目的としている。州レベルでこれらの連邦政策の適用レベルを決定することは困難である。一部の地方自治体は、当該地域の先住民であることを示す証拠文書として機能する「先住性証明書」を発行している。

3.10 非先住民は、医療、初等及び中等教育を含む必要不可欠な公共サービスを利用する権利がある。しかしながら、社会的規範により、非先住民はそうしようとする気を削がれる。ナイジェリアは自由に他の州へ移住することができる。しかしながら、異なる州では制約を受ける可能性がある（国内移住を参照）。

宗教

3.11 ナイジェリア憲法は、宗教の自由の他、改宗する自由、及び礼拝、教授、慣行、儀式を通じてその宗教又は信仰を広める自由を市民に保証している。州政府及び地方自治体は、州教を採用すること又はいずれかの宗教コミュニティを優遇することを禁じられている。宗教団体は全て、教会、モスクその他の宗教施設を建設する場合、連邦法人法規委員会（Corporate Affairs Commission）に申請しなければならない。憲法に従い、学生は自らの宗教で宗教教育を受けなければならない。政府はモハメッド生誕祭（Eid-El-Maulud）、聖金曜日（Good Friday）、復活祭月曜日（Easter Monday）、ラマダン明け休暇（Eid-El-Fitr）、犠牲祭（Eid El-Adha）及びクリスマスを含む様々な宗教的祭日を祝っている。

3.12 キリスト教は南部のイボ族とヨルバ族の間で主要な宗教となっており、イスラム教は北部のハウサ/フラニ族とカヌリ族の主要な宗教である。オブザーバーの多くは引き続き、歴史的に南部がキリスト教徒、北部がイスラム教徒という区分をしているが、この区分は

明確なものではないと国内情報筋は主張している。北部の諸州では主にハウサ/フラニ族とカヌリ族から成るイスラム教徒が多数派を占めており、南部では主にイボ族とヨルバ族から成るキリスト教徒が多数派を占めている。しかしながら、多くのキリスト教徒が北部の諸州にも住み、イスラム教徒が南部の諸州にも住んでいる。また、ミドル・ベルト地帯では様々な民族から成るイスラム教徒とキリスト教徒が共存しており、主要都市では様々な民族と宗教が流動的に混在している。

3.13 憲法に基づき、北部の12州はシャリーアに従って離婚、相続及び家庭内紛争を含む民事問題を裁く裁判所を維持している（国家の保護 - シャリーア裁判所を参照）。

ボコハラム - キリスト教徒及びイスラム教徒

3.14 キリスト教徒、イスラム教徒とも、その宗教的信条を理由にボコハラムの手による暴力を受けてきた。ボコハラムはキリスト教の他、制約がそれほどない形態のイスラム教にも反対している。ボコハラムはキリスト教徒コミュニティよりも頻繁にイスラム教徒コミュニティを襲撃しており、また、イスラム教徒を誘拐し、暗殺したという国内外の情報筋の報告を信憑性のあるものであると考えている。キリスト教徒が個々に標的とされるケースはそれほど一般的でない。

3.15 北東部のボルノ州、ヨベ州及びアダマワ州のイスラム教徒が多数派を占める村落に対して襲撃が多数行われた。ナイジェリアにおけるボコハラムの襲撃により2017年11月以降で100人以上が死亡したと報告されているが、一部の襲撃は報告されていない可能性があるため実際の数値はさらに高いと国際人権団体のアムネスティ・インターナショナル（Amnesty International）は主張している。

3.16 2014年4月にボコハラムによりチボックで拉致された女兒（治安情勢 - ボコハラムを参照）には、イスラム教徒、キリスト教徒の両方が含まれると理解されている。ボコハラムは北東部のボルノ州、ヨベ州及びアダマワ州に住むキリスト教徒、また、時折はプラトール州に住むキリスト教徒を標的にしてきた。

3.17 北東部のボルノ州、ヨベ州及びアダマワ州に住むキリスト教徒とイスラム教徒は、特に戦闘地域近くに住んでいる場合、ボコハラムから暴力に直面するリスクが中程度であるとDFATは評価している。ボコハラムのキリスト教徒に対する襲撃は機に乗じており、稀であるため、個々のキリスト教徒を標的にする可能性は低い。キリスト教徒の多くは、ボコハラム反乱勢力が提起するリスクを回避するため、ナイジェリア国内を移動してきた。ミドル・ベルト地帯と南部諸州に住むキリスト教徒とイスラム教徒は、ボコハラム又はISIS-WAからの暴力に直面するリスクが極めて低いとDFATは評価している。

政治的意見（実際又は帰属）

3.18 2007年と2011年のナイジェリア大統領選挙に関係する政治的抗議行動により、多数の死者が出た。この抗議行動は、断固として保持している政治的意見の相違から生じるものよりも複雑な北部 南部区分に沿った民族的及び宗教的差異を示している（宗教を参照）。政治家は、2大政党である人民民主党（PDP）と全進歩会議（APC）の間を乗り換えることが多い。国際オブザーバーは、2015大統領選挙が最も平和的で公正なものであり、これまでの選挙と比べて暴力行為もほとんどなかったという見方を示した。

選挙時の暴力

3.19 2015年大統領選挙は、グッドラック・ジョナサン現大統領が元軍部指導者のムハンマド・ブハリ氏に敗北を認めたため、ナイジェリアでは初の平和的な政権移譲を表すものとなった（近年の歴史を参照）。

3.20 選挙の抗議行動に従事する人々は、暴力に対応する警察及び治安部隊による過度の力の行使という形態での暴力に直面するリスクが中程度であるとDFATは評価している。選挙周期以外で、政党又は政治的プロセスと関係がある個人が日常的に暴力又は差別に直面する可能性は低い。

ビアフラ主権国家の実現のための運動（MASSOB）

3.21 1999年に結成されたビアフラ主権国家の実現のための運動（MASSOB）は、ビアフラとして知られる南東部地域におけるイボ族の独立を目指して運動を展開している。MASSOBは、1970年のナイジェリア内戦（ビアフラ戦争としても知られる）が終結した後も存在し続けているビアフラ分離主義者の根強い感情を反映している。MASSOBのメンバーは一般に、イボ語を話す南東部のアナンプラ州、エボニ州、エヌグ州及びイモ州出身である。

3.22 1999年以降、MASSOBメンバーとナイジェリア治安部隊との間の衝突が時折発生しており、連邦政府は数度に亘って、直近では2013年6月にMASSOBの活動を禁止すると脅してきた。MASSOBの現在の指導者であるラルフ・ウワズルイケ（Ralph Uwazuruke）はMASSOBのイベントに参加している間、少なくとも4度逮捕されている。ウワズルイケは2005年9月、ビアフラ・デー（Biafra Day）式典に参加したとして、国家反逆罪の嫌疑でMASSOBの副官6人とともに逮捕された。ウワズルイケは、高等裁判所での保釈審理が長引いている間、2年間勾留されたままであった。直近では2011年に逮捕されたが、直後にジョナサン大統領の命令により釈放された。

3.23 政府の治安部隊はこれまで、抗議集会に参加したMASSOB支持者を負傷させ、逮捕し、殺害してきた。2013年6月、国内メディアは南部のアナンプラ州でMASSOBが抗議行

動を起こしている最中に政府が10人殺害したと報じた。ナイジェリア警察部隊は抗議参加者が地元の商店を略奪するのを治安部隊が止めようとした後、自衛のために行動したと主張した。

3.24 過去2年間に亘り、ビアフラ・シオニスト運動（Biafran Zionist Movement）といった分派が結成されるなど、派閥間闘争がMASSOBを悩ました。しかしながら、これらの分派集団は支持基盤を確立するに当たって特に成功したわけでもなく、影響力を及ぼしたわけでもなかった。

3.25 MASSOBと関係がある個人は日常ベースでは暴力や差別を受けずに生活することができているが、抗議行動に参加する個人は、低リスクではあるが治安部隊により逮捕される又は負傷させられる可能性があるとしてDFATは評価している。指導者はMASSOBイベントに従事した際、逮捕されるリスクが一般メンバーよりも高い。

ビアフラ先住民族（IPOB）

3.26 ビアフラ先住民族（IPOB）もビアフラ国家の樹立を求めている。ナイジェリア政府は2015年10月14日、ラジオ・ビアフラ（Radio Biafra）のディレクターでもあるIPOBの指導者で政治活動家ナンディ・カヌ（Nnamdi Kanu）を勾留した。同氏は2017年4月に保釈された。IPOBのメンバーと支持者は2015年8月以来、一連の抗議行動やデモ行進を行い、集会を開いてきた。アムネスティ・インターナショナルが2016年11月に公表した調査報告書によると、ナイジェリアの治安部隊は2015年8月から2016年にかけて少なくとも150人の平和的な活動家を殺害した。2016年5月30日のビアフラ記念日（Biafra Remembrance Day）には、アナンブラ州オニチャ（Onitsha）で開かれた集会にIPOBのメンバーと支持者がおよそ1,000人参加した際、これまでで最多の死者が出た。アムネスティ・インターナショナルは、このとき、治安部隊が少なくとも60人を殺害したことがわかった。IPOBとMASSOBは、2,000人が死亡し、750人が行方不明になっていると主張した。このほか、567人が怪我の治療を受けに様々な病院に行った。

3.27 IPOBは近年、南部のビアフラ地域で再開した独立抗議行動を主導した。このうちの幾つかは暴力事件へと悪化した。2016年、警察はアムネスティ・インターナショナルが「平和的」と形容したデモ行進の最中に、抗議参加者17人を殺害した他、IPOB支持者100人を逮捕した。

3.28 IPOBと関係がある個人は日常ベースでは当局の暴力を受けていないが、特にビアフラ記念日にビアフラの抗議行動に参加する個人は抗議活動中に治安部隊から暴力を受けるリスクが高いとDFATは評価している。

ニジェール・デルタ解放運動（MEND）

3.29 ニジェール・デルタ解放運動（MEND）は、ニジェール・デルタ地域最大の過激派

集団の一つである。MENDは地元住民の住宅と自然環境をニジェール・デルタ地域における原油生産によって引き起こされる損傷から守ることを目的としている。2006年から2009年にかけてMENDが石油事業を標的にして破壊工作、窃盗、財産損壊及び誘拐を含む暴力的活動や襲撃に従事したという国内外の情報筋の報告をDFATは信憑性があるものと考えている。

3.30 一部のアナリストはMENDをイジョ (Ijaw) 族民兵と特定しているものの、MENDは非イジョ族集団も含んでおり、統括組織と考えられている。他の広く知られた集団は、ニジェール・デルタ人民志願部隊 (NDPVF : Niger Delta People's Volunteer Force) とニジェール・デルタ攻撃部隊 (NDSF : Niger Delta Strike Force) である。

3.31 連邦政府は2009年に大統領恩赦プログラム (PAP : Presidential Amnesty Programme) を立ち上げた。PAPは武器を捨てて降伏した過激派戦闘員に無条件恩赦と補償金を与えるものである。同プログラムは2015年12月に縮小されるまで成功した。ブハリ政権は安全保障契約を解除し過激派戦闘員やその元指導者に対する支払いを遅延させた。この結果、2016年に暴力が再び勃発した。現在は、MENDと距離を置くニジェール・デルタ・アベンジャーズ (NDA) と呼ばれる新たな集団がレッド・スコーピオン (Red Scorpions) と同様に、より一目を引く集団となっている。

3.32 MENDや他のニジェール・デルタの民兵集団と関係がある個人は、日常的に公的な差別又は暴力を受けることがないとDFATは評価している。

利害関係集団

人権団体

3.33 複数の国内外の人権団体がナイジェリアの全域に亘って活動している。歴史的に南部より北部の方が活動している人権団体は少ない。人権擁護団体は一般に、独立して、かつ、その設立、資金調達及び活動に関して干渉されずに活動することができる。一部の人権団体と注目度の高い個人は、ナイジェリア警察部隊 (NPF) とナイジェリアの主要な国内情報機関であり国家保安庁 (SSS : State Security Service) としても知られる国家サービス局 (DSS : Department of State Services) から嫌がらせを受けてきた。嫌がらせは通常、ボコハラムに対する軍事作戦、南部の民兵集団、ミドル・ベルト地帯におけるイスラム教徒農民とキリスト教徒「入植者」との間の紛争に関するものなど慎重に扱うべき問題について報告する時期に合わせて行われる。国家の治安活動はナイジェリアにおける国内テロに関する正当な懸念に基づいて行われているとナイジェリア政府は反論している (治安情勢を参照)。

3.34 多くの人権擁護団体は、汚職に関して政府職員を批判している。特にイスラム教徒コ

コミュニティにおける女性の問題について取り組んでいる人権擁護団体は、イスラム教徒コミュニティから不信の目で見られることがある。ナイジェリアのLGBTI問題に直接取り組む又はこの問題について公然と語る非政府組織（NGO：Non-Government Organisation）はほとんどない（性的指向及び性同一性 - 公的差別を参照）。

3.35 慎重に扱うべき資料が公表された後、公表した個人にDSSが嫌がらせを加えているという訴えがあることをDFATは認識している。この中には、公表した個人の組織、キャリア及び個人の履歴、家族に関する詳細情報に関してDSSが広範に亘る尋問をその個人にしているという訴えが含まれている。人権擁護団体の訴えによると、DSS職員はその個人を起訴せず釈放する前に写真を撮り、指紋を採取した。

3.36 2017年3月、アブジャにあるアムネスティ・インターナショナル事務所の外で3日間に亘り抗議行動が行われた。伝えられるところによると抗議参加者は軍から金銭を支払われていた。この抗議行動は、ナイジェリア軍が記者声明を出し、アムネスティに対して「我が国の治安問題に関して「国家の利益、団結及び統一性にとって有害となる干渉行為を停止する」よう促してから1か月以内に起きた。ナイジェリア軍は、2016年5月にピアフラ独立運動抗議参加者が死亡した事件（ピアフラ先住民族（IPOB）を参照）に軍が関与しているとアムネスティ・インターナショナルが報道したことや軍が北部の都市ザリア（Zaria）で2015年に起きた350人以上の死亡事件を隠蔽しようとしたとアムネスティ・インターナショナルが断じたことを批判した。ザリアでの事件では、兵士とシーア派イスラム教徒のイスラム・ナイジェリア運動（IMN：Islamic Movement in Nigeria）の間で暴力が勃発した。

3.37 慎重に扱うべき問題に取り組んでいる人権擁護団体は、DSSから低いレベルのハラスメント（嫌がらせ）又は威嚇を受ける可能性があるとしてDFATは評価している。DSSは通常、人権団体内の著名な人物を威嚇の標的としている。

3.38 また、出入国管理職員はこれまで注目度の高い少数の人権擁護活動家がナイジェリアを出国するのを禁じてきたという報告をDFATは信憑性があるものと考えている。このような干渉は、渡航しようとする者が国内の抗議運動を海外で展開すると公表した際に行われた。DFATは、人権擁護活動家がナイジェリアを出国又は入国するのを出入国管理職員が禁止した事件が近年に起きたとは認識していない。

メディア

3.39 ナイジェリアには、活発なメディア網が存在する。国内には100を超える全国及び地方新聞がある。最も影響力がある新聞は民営である。国内メディアの信頼性と誠実性には疑問の余地がある。ラジオは大多数のナイジェリア人に届いているが、テレビは都市部でのみ利用されている。出版部門は一般に不人気な国家政策を歯に衣着せず批判しているが、大半のメディア情報筋は一方又は他方の政党を支持するという政治的課題を抱えている。

3.40 2011年情報の自由に関する法律（Freedom of Information Act）は、ジャーナリストと出版者のための法的保護を規定している。それにもかかわらず、国境なき記者団（Reporters without Borders）の2017年「世界の報道の自由に関する指数（World Press Freedom Index）」は、ナイジェリアを180か国中122位にランク付けした。これと比較して、2016年は116位であった。公務秘密法（Official Secrets Act）と刑法（Criminal Code）の条項は公的情報へのアクセスを制限している。ナイジェリア国家放送委員会（NBC：Nigerian National Broadcasting Commission）は、放送メディアに対するライセンス許諾とナイジェリア放送規約の支持に責任を負う。国内情報筋は、同委員会のライセンス許諾に係る決定が時折透明性に欠けると主張している。

3.41 ボコハラムは、公衆向けのメッセージを伝達するのに国内外のジャーナリストと緊密に連携しているが、過去にはジャーナリストを標的にしていた。DFATは2015年以降、ジャーナリストに対するボコハラムの襲撃に係る事件を認識していない。ボコハラムはボコハラムに不利な報道をするジャーナリストを標的にする可能性が低い。ボコハラムの活動に関して報道するため、特に北東部の諸州でボコハラムに近づくことを選択するジャーナリストは、負傷又は死亡する危険に晒されている。

3.42 政府職員は、少数の編集長又は注目度の高いジャーナリストを標的にしてきた。2011年11月、ナショナル・アコード（National Accord）新聞の編集長が、ナイジェリアサッカー連盟（NFF：Nigerian Football Federation）の汚職疑惑を報じた後、中傷の嫌疑で逮捕された。メディア支局は大統領選挙期間中、より高いレベルの注目を集めた。2017年9月、兵士たちが国内南東部のアビア州の州都であるウムアヒア（Umuahia）にあるナイジェリア・ジャーナリス連合（Nigerian Union of Journalists）のプレスセンター事務所を襲撃した。数人のジャーナリストが殴打され、兵士たちはスマートフォンやコンピュータを破壊し又は押収した。ジャーナリストは兵士とIPOBメンバーとの間の衝突を終結させようとする計画であるパイソン・ダンス作戦（Operation Python Dance）について報道しようとしていた（ピアフラ先住民族（IPOB）を参照）。

3.43 国境なき記者団は2017年初め以来、ジャーナリストに対する虐待事案を53件（逮捕事案20件、脅迫又は身体的暴力事案23件を含む）を記録した。一部のジャーナリストは、慎重に扱うべき問題、特に国家が扇動した暴力、LGBTI問題又はナイジェリア東部の資源産業に係る環境損傷に関して自己検閲を実施している。ジャーナリストが日常的に暴力及び逮捕に直面するリスクは低いとDFATは評価している。しかしながら、これは、ピアフラやボコハラムに関する軍事作戦など政治的に見て慎重に扱うべき問題について報道する際は、リスクが中程度まで高まる。

ソーシャル・メディア

3.44 ナイジェリア人のおよそ47パーセントがインターネットにアクセスしている。市民

社会、ジャーナリスト及び個人は様々なテーマを提起するため、新たな形態のメディア、特にツイッター、フェイスブック、ユーチューブといったソーシャル・メディアを活用している。オンライン活動については、政府による一定の監視活動がある。2014年3月、DSSはブロガーのOnimisi Ciaxonがアブジャで起きたボコハラムの脱獄の写真を投稿した2週間後に彼を逮捕した。しかしながら、このような逮捕は稀であり、オンライン活動の公的監視は限られているという地元情報をDFATは信憑性があるものと考えている。

女性

3.45 女性に対する暴力行為で加害者を起訴するための包括的な法律はない。対人暴力禁止（VAPP：Violence against Persons Prohibition Act）法は、性的暴力、身体的暴力、精神的暴力、有害な伝統的慣習及び社会経済的暴力に対処している。しかしながら、個々の州がVAPP法を採択すると言明しない限り、同法の条項は連邦首都地区にのみ適用される。

3.46 ナイジェリアの女性と女兒は、性差に基づく差別と暴力を頻繁に経験している。ナイジェリアは家父長的傾向が極めて強い社会にとどまっており、強制児童結婚、女性性器切除、および、剃毛や女性を家庭に閉じ込める行為を含むいわゆる「寡婦の慣行」といった文化的伝統が特に農村地域で維持されている。女性が公の生活に参加することを禁じる法律はないものの、ナイジェリアは依然としてジェンダー包摂性指数で低い成績しか挙げていない。ナイジェリアは、国連開発計画（UNDP）の2016年ジェンダー不平等指数（Gender Inequality Index）で187か国中152位にランク付けされた（第1位は最も平等な国であり、第187位は最も不平等な国）。2000年代初め以降、女性は国民議会の（上院と下院を合わせた）総議席数のおよそ7パーセントを占めてきた。初等、中等及び高等レベルの教育に対する女性の参加率は極めて低い（教育を参照）。これは、女性の80パーセント以上（男性は54パーセント）は読むことができない北部の諸州で特に当てはまる。

女性性器切除

3.47 女性性器切除（FGM：Female Genital Mutilation）はナイジェリアで広く実践されている。2012年に実施されたナイジェリア人口・保健調査（NDHS）では、成人女性のおよそ40パーセントがFGMを受けたと推定された。この報告書はナイジェリアにおけるFGMの普及に関する最新の公的出版物である。FGMは南部の諸州でより一般的に行われており、普及率は70パーセントに達していると推定されている。この慣行は家族の名誉及び女兒の結婚可能性という概念と密接に結び付いている。女兒はFGMを受けなければ、家族又はコミュニティから排斥され、回避され、攻撃される可能性がある。

3.48 連邦政府はFGMに公然と反対しているが、この慣行を犯罪とはしていない。政府は主に、保健省（Ministry of Health）が運営する公教育運動に焦点を当ててきた。バイエルサ州、エド州、オグン州、クロスリバー州、オスン州及びリバーズ州など南部の幾つかの

州は、州法に基づきFGMを犯罪としている。その他複数の州も同様の法律を導入しつつある。さらに、世界保健機関、国連児童緊急基金(International Children Emergency Fund)、アフリカ連合(African Union) など国内外の複数のNGOもFGMの慣行を減らす取り組みを行っている。

3.49 女性や女兒がFGMからの保護を受けるのは依然として極めて困難であるという国内情報筋の助言をDFATは信憑性があるものと評価している。FGM被害に関してナイジェリア警察部隊(NPF) や国家人権委員会(NHRC) が受理する報告書の数は増えているものの、この慣行に対するコミュニティの強い支持と警察の伝統的姿勢は、FGMは今後も継続される可能性が高いことを示唆している。

ドメスティック・バイオレンス

3.50 信頼できるデータの不足と過少報告のため、ナイジェリアにおけるドメスティック・バイオレンスの割合を決定するのは困難である。国内外の情報筋は、女性の30~50パーセントがドメスティック・バイオレンスを経験していると推定している。

3.51 ナイジェリアは2013年に性的暴力を犯罪とする対人暴力禁止法を可決し、ドメスティック・バイオレンスの被害者に支援を提供するとともに、接近禁止命令を通じて被害者を保護している。夫婦間強姦を含む強姦はナイジェリア法の下で犯罪であり、ナイジェリアの裁判所は配偶者強姦の数件の事案において、有罪判決を下してきた。複数のNGOは、避難所の提供などを通じて暴力的な関係に苦しんでいる女性を支援している。避難所は主にナイジェリア南部にある。政府は国内の全域に亘って少数の国営避難所を提供しているが、政府の避難所は設備が整っておらず、十分な保護を提供していないとDFATは理解している。警察は、ドメスティック・バイオレンスの被害者が犯罪を届出たとしても、その被害者を追い払うことが多く、この問題を家庭の境界線内にとどめるべき私的な事柄と見る姿勢を変えていない。

人身売買

3.52 人身売買は国境に係る深刻な懸念事項となったままである。ナイジェリア入国管理局(NIS: Nigeria Immigration Service) は人身売買と闘うため、国際移住機関(IOM) や国連薬物・犯罪事務所(United Nations Office on Drugs and Crime) と緊密に連携している。ナイジェリアは、「人身売買と闘うための国連グローバル・イニシアティブ(United Nations Global Initiative to Fight Human Trafficking) 」を通じて、相当なレベルの国際支援とナイジェリアの移住制度を改善することを目的とする能力開発指導を受けている。

3.53 ナイジェリア政府が公表した公式数値によると、2016年は潜在的な人身売買被害者が1,128人確認された。内訳は性目的人身売買被害者が529人、児童労働被害者が426人(この一部は強制労働である。また、この中には隷属的な家事使用人となっている児童が261人

いる)、成人の強制労働被害者が173人であった。この人数は、前回の報告期間で確認された潜在的な人身売買被害者943人から増加している。2017年7月、国連女子に対する差別撤廃委員会 (CEDAW : UN Committee on the Elimination of Discrimination Against Women) によると、ナイジェリアは「性的搾取と労働搾取を目的とした人身売買、特に女性と女兒を対象とする売買の送出国、中継国及び目的国となったままである」。

3.54 連邦政府はこの問題に対処するために資源を投入してきた。政府は2003年に人身売買(禁止)法の執行及び管理法(Trafficking in Persons (Prohibition) Law Enforcement and Administration Act)を制定し、国家人身売買禁止局(NAPTIP : National Agency for the Prohibition of Trafficking in Persons)を設置した。NAPTIPは、人身売買被害者の社会復帰を支援するためのサービスを提供する。人身売買され、海外で売春婦として働いた女性はナイジェリアへ帰還した後、一般に否定的な社会的姿勢に晒されることはないという国内NGOの助言をDFATは信憑性があるものと評価している。それどころか、多くの人々はこうした女性たちが海外に在留し、しばしば所得の見通しを改善していることから、彼女たちを高く評価した。帰還した売春婦の多くは依然として、マダム又は人身売買業者に未払いの負債が残っている。

性的指向及び性同一性

3.55 レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー又はインターセックス(LGBTI)の人々は、ナイジェリアで重大な法的及び社会的差別と暴力に晒されている。ナイジェリア憲法は、生命、プライバシー、結社、集会及び威厳に対する権利と表現の自由に関して全般的な保証を提供している。しかしながら、性的少数派を暴力又は差別から明示的に保護する法律は一切ない。

公的差別

3.56 州法及び連邦法は、同性愛行為を禁じている。1916年連邦刑法第21章は、ナイジェリアにおける同性間同士の性行為を犯罪としており、最大で懲役14年の刑を科している。

3.57 2014年1月に施行された2013年連邦同性間結婚(禁止)法(*Same Sex Marriage (Prohibition) Act*)は、同性間結婚をした又はシビル・ユニオンとなった者に対して14年以下の懲役刑を科している。また、同法は同性間結婚又はシビル・ユニオンの挙式を運営、証言、教唆又は幫助する行為を禁じており、これらの行為は10年以下の懲役刑を科している。同性間のアトラクションを公然と見せる行為は懲役10年の刑を科される。ゲイのクラブ、社会又は組織の登録、運営又は参加も懲役10年の刑を科される。シャリーア法を適用している北部の12州の場合、同性愛行為は死刑を科される可能性がある。

3.58 連邦首都市区(アブジャ)の高等裁判所において同性間結婚法の合憲性に異議が唱え

られた。しかし、同裁判所は2014年10月22日、原告である既婚の異性愛者男性は同法の結果として被害を被っておらず、従ってLGBTIコミュニティに代わって同法に異議を唱える当事者適格性に欠けるとして合憲性に異議を唱えた訴訟事案を棄却した。

3.59 同性愛を禁止する連邦法及び州法は実際には稀にしか執行されないが、不寛容の土壤となっている。連邦法より同性愛を禁止する州レベルのシャリーア法の方が適用される可能性が高い。DFATは、2003年以降、同性愛行為に対して処刑が一切なされていないと理解している。連邦裁判所は同性愛行為に関する事案をほとんど審理しておらず、このような事案はメディア又は公衆の注目をほとんど集めることがない（メディアを参照）。男性同性愛者の方が当局の否定的な注目を集める可能性が高いものの、レズビアンと疑われる女性の逮捕も行われている。2014年5月、国内メディアが報じたところによると、警察はデルタ州のバーで同性愛セックスをしていたとして26人の女性を逮捕し、起訴しようとした。DFATは、この女性たちが有罪判決を受けたか、又は刑を言い渡されたかどうかを確認することができない。

3.60 国際NGOは、HIVを抱えて生きる人々に引き続き支援を提供するため、そのプログラムを改名してきた。2017年7月、当局はラゴスのホテルで開かれたHIV意識啓発イベントに出席した40人を超える男性たちを逮捕し、同性愛行為をしていたとして告発した。同性愛行為は、懲役14年以下の刑を科される。

3.61 当局が様々な法律条項を執行するレベルは低いものの、人権団体は警察と公衆が同性間結婚法を利用してLGBTIの人々に対する人権侵害を正当化していると報告している。2016年10月、ヒューマン・ライツ・ウォッチは、LGBTIの人々に対する拷問、性的暴力、任意的な拘留、強要及び適正手続き違反に係る複数の事案を報告した。ナイジェリアにおけるLGBTIの人々は、連邦法及び州法の下で法的に認められた公的差別と暴力に晒されるリスクが高いとDFATは評価している。

社会的差別及び暴力

3.62 ナイジェリアにおける全ての社会経済的集団は、同性愛に関して否定的な見解を持っている。多くは同性愛が伝統的なアフリカ文化に適合しないと考えている。

3.63 LGBTIであることが発覚した者は、社会的な隔離や差別に晒される。この結果、LGBTIコミュニティのメンバーは通常、本人の性的特徴を秘密にし、異性と結婚しなければならないとする大きなプレッシャーを抱えることが多い。同性愛者であることを知られた若い男性が家族から排斥され、家を追われたという報告をDFATは信憑性があるものと考えている。同性愛であることを非難される人々は職を失い、致命的な暴力の脅しを受けて集落を追われることが多い。

3.64 国内NGOの報告によると、2014年初めに2013年同性間結婚（禁止）法が導入された

後、特にナイジェリア北部とアブジャで同性愛者に対する襲撃事件が急増した。2014年1月に北部諸州で同性愛者と疑われた者がリンチされたという国内外メディアの報道を DFAT は信憑性があるものと考えている。これらの襲撃の頻度と深刻さのレベルは、ナイジェリアの近年の歴史の中で異常に高かった。2014年以降、襲撃の頻度と深刻さは緩和している。

3.65 LGBTIコミュニティのメンバーはナイジェリアで社会的差別や暴力に晒されるリスクが高いとDFATは評価している。これらのリスクは、北部の諸州、特にシャリーア法を適用している州で高まる。

児童

児童結婚

3.66 連邦法、州法とも、ナイジェリアにおける結婚について規定している。連邦レベルでは、児童権利法（Child Rights Act）が18歳未満の女性の結婚を禁じている。2014年3月現在、36州のうち26州が州レベルで同法に対応する法律を採択している。国連人口基金（United Nations Population Fund）の報告によると、ナイジェリアでは女児の20パーセントが15歳までに結婚し、40パーセントが18歳までに結婚している。児童結婚は特に、ナイジェリア北西部で広く行われており、女児の48パーセントが15歳までに結婚し、78パーセントが18歳までに結婚している。

魔術

3.67 児童を魔法使いだと疑う慣行は、ナイジェリア、特にアクワ・イボム州で引き続き懸念事項となっている。魔術を操るとして非難された児童は拷問を受け、殺害され続けている。そのような拷問には、指の切断や児童を木に縛り、ジャングルに置き去りにする行為が含まれる可能性がある。身体的異常を持つ児童は魔法使いと非難されるリスクが一般の児童よりも高い。国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）など国際情報筋は、魔法使いと非難されている者は一般に警察の支援と国家の保護を利用することができると評価している。

3.68 失敗と不幸の原因を悪魔に帰するペンテコステ運動は、児童の魔法使いが存在するという伝統的信念を強めてきた。児童に魔法使いのレッテルを貼る現象は、1990年代中頃から増えてきている。人身売買業者は児童を含む人身売買被害者を支配するために魔除けや伝統的な宣誓の儀式を活用していると伝えられている。

ベビー工場

3.69 米国國務省と国内情報筋によると、ベビー工場は、しばしば児童養護施設、宗教又はリハビリセンター、産院などに見せ掛けて、運営を続けている。主催者は、家族から排斥

された妊娠中の未婚の女兒を標的にしており、一部のケースでは女兒の意思に反して拘束し、強姦したと伝えられている。乳児は、養子縁組、児童労働、売春又は儀式の生贄など様々な目的で売られる。男児は女兒より高い収入をもたらす。米国国務省は、2016年8月にアビア州のアバ（Aba）警察が、ある住宅から妊娠中の女性5人を救出し、家主は児童売買に従事していたと語った、と報告した。また、2016年10月にデルタ州のアサバ（Asaba）警察は、18~20歳の妊娠中の女性7人を救出し、家主とその妻は女性が出産後、直ちにその乳児を売り渡したと語った。このような慣行は、南部の諸州で他の地域よりも多く見られるとDFATは理解している。

カルト

3.70 1950年代に米国から帰国したナイジェリアの学者たちは、米国の秘密結社モデルを適合させて、大学又は大学代表チームのカルト（狂信的集団）をナイジェリアに導入した。最初に確認された「秘密結社」又は「カルト」は1952年のイバダン大学（University of Ibadan）構内のパイレーツ（Pirates）であった。このカルトは海賊の衣装を纏って、エリートや植民地文化に抗議し、汎アフリカ主義を推進した。このカルトはすぐに新たな連邦及び州の諸大学に広まり、バカニーア（海賊）秘密結社（Buccaneers Confraternity）、ブラック・アックス運動（Black Axe Movement）、ファミリー秘密結社（Family Confraternity）などの新たな集団に分裂した。

3.71 「カルト」は今もなお、高等学校や路上に存在しており、宗教的カルトというよりもギャングに似たような形で活動しているとDFATは理解している。特に若い男性が標的とされ、保護を求めるためや、仲間からの圧力を理由にカルトへ入っている。しかしながら、若い男女の多くは自発的に加入している。カルトのメンバーになることは金銭や権力にアクセスできることを意味する可能性がある。会員になるには、一般に殴打や強姦を含む可能性がある暴力的な入会式（イニシエーション）を経なければならない。

アフリカネオ・ブラック運動（ブラック・アックス）

3.72 アフリカネオ・ブラック運動（Neo-Black Movement of Africa）（ブラック・アックスとも呼ばれる）はナイジェリア南部にあるエド州のベニン大学（University of Benin）から出現した「秘密結社」である。ナイジェリア発の秘密結社であるパイレーツ秘密結社は学生向けの社会組織として設立された。しかしながら、新たな秘密結社が形成されるにつれて、1970年代及び1980年代を通じて秘密結社はますます暴力的になっていった。1990年代までには、多くの秘密結社はナイジェリアにおける「キャンパス・カルト」と呼ばれ、概して犯罪ギャングとして活動するようになっていった。秘密結社は、通常の犯罪活動に加え、政治的暴力やニジェール・デルタ地帯における紛争と結び付いていった。

3.73 ブラック・アックスなどのキャンパス・カルトは、会員として学生を標的にしている。

加入を拒否する学生は、威嚇、脅迫、及び時折は暴力に晒される可能性がある。若い男性は標的にされる可能性がより高い。カルト間暴力はカルト会員の死亡をもたらすことがあり、また、カルト会員は退会を試みた者を襲撃したという報告をDFATは信憑性があると考えている。キャンパス・カルトから望んでもいない注目を浴びるのを避ける唯一の方法としてしばしば挙げられているのは、大学を変えることである。

3.74 ブラック・アックスの会員は日常的に暴力に晒されることはないとはDFATは評価している。会員が同集団を退会することを望む場合、威嚇や脅迫を受ける可能性がある。しかしながら、DFATは会員が同集団を退会しようとして殺害された事案を認識していない。

4. 補完的形態の保護を求める申請

生命の恣意的な剥奪

超法規的殺害

4.1 国内外の人権団体は、特にナイジェリアのミドル・ベルト地帯と北東部の諸州において超法規的殺害を実行したとして政府の治安部隊を非難してきた。情報筋は、主にボコハラメンバーの疑いがある者を標的にして実行してきた超法規的殺害の大半の責任をナイジェリア軍に帰している。ナイジェリア警察部隊（NPF）もボコハラメンバーと犯罪容疑者を超法規的に殺害したことを認めている。2013年にナイジェリア北東部で民間人共同特別部隊（C-JTF：Civilian Joint Task Force）として知られる青年の自警集団がナイジェリア軍とナイジェリア警察部隊の支援を得て出現した。情報筋は、犯罪容疑者とボコハラメンバーを殺害したとしてC-JTFを非難している。

4.2 人権団体は、主に武装強盗や誘拐など暴力的な犯罪と闘うことを目的としてナイジェリア警察内に設置された特別部門であるナイジェリア強盗防止特別班（SARS：Special Anti-Robbery Squad）を残酷な尋問手法と超法規的殺害を行ったとして非難してきた。

4.3 ミドル・ベルト地帯と北東部の諸州で治安部隊と反政府勢力又は犯罪者で衝突が繰り返され、市民の死傷者が出た。治安部隊は容疑者をかくまっていると非難された市民を直接標的にしてきた。2014年4月にボコハラがC-JTFの兵士を殺害したことへの報復措置として、ナイジェリア軍の兵士がボルノ州のある村落で住民目がけて無差別に発砲した他、住宅と財産を破壊した。ナイジェリア軍はこの攻撃でおよそ36人を殺害したと主張した。地元の上院議員は最多で228人が殺害されたと訴えた。国家人権委員会（NHRC）はこの殺害事件に関する報告書を公表し、軍の行動を批判した。

4.4 ナイジェリア軍は2013年に起きた超法規的殺害疑惑の調査を開始した。歴史的に見て、ナイジェリアの法制度はナイジェリア軍、NPF及び他の治安部隊の責任を問い質した事案のしっかりとした記録を持っていない。超法規的殺害を調査するために設置された州又は

連邦の調査委員会は、稀にしか報告書を公表していない。

強制的又は非自発的失踪

4.5 NGOは、北東部においてボコハラムとの繋がりを疑われた者の強制的失踪に関与したとして治安部隊を非難している。政府はこれらの失踪事件に関する調査を行っていない。あるNGOが作成したリストには、2011年から2014年にかけてボルノ州の様々な村落で逮捕された1,200人の氏名が載っている。これらの人々の所在は不明なままである。また、ボコハラムは北東部で発生した拉致事件にも関与しており、複数のNGOは拉致された人数が2,000人を超えると推定している。

死刑

4.6 死刑は、連邦憲法に従って、各州における武装強盗、殺人、強姦及び連邦テロリズム罪に適用される。南部のリバース州は死刑を科す犯罪を誘拐と拉致にまで拡大した。北部の12州の場合、死刑はシャリーア法に基づき、姦通、強姦、近親相姦、背教及び同性愛行為に適用される。

4.7 ナイジェリアは、2006年から2013年までの間、事実上死刑の一時停止を維持した。一時停止措置は2013年6月に終了し、武装強盗と殺人の罪で収監されていた受刑者4人が処刑された。一部の州においてはシャリーア法の下で死罪に関する証拠要件のレベルが極めて高いため、結果として死刑が稀にしか適用されない。2014年初め、西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS：Economic Community of West African States）司法裁判所はナイジェリア政府に死刑の執行を控えるよう命じる差し止め命令を発出した。この差し止め命令はナイジェリアに対して法的拘束力を持たないが、政府はこの命令を尊重し、死刑の廃止又は留保に関して国民レベルの対話を実施することに同意した。国民レベルの対話はまだ始まっていないとDFATは理解している。

4.8 アムネスティ・インターナショナルによると、2016年12月23日にエド州のベニン刑務所で男性3人が処刑された。このうちの1人は1998年に軍事裁判所で死刑判決を受けていた。これは、彼が控訴する権利を有していなかったことを意味する。判事は死刑を科し続けたと伝えられている。2017年5月4日、上院は全国で誘拐事件が増加している状況を受けて、死刑を誘拐罪まで拡大する法律を制定することを決議した。

4.9 死刑は、連邦法に基づき、18歳未満の者に適用することができない。北部諸州ではシャリーア法に基づき、思春期を迎えたと考えられる年少者には死刑が適用され、南部諸州の大半においては、州民法に基づき、17歳以上の者に死刑が適用される。連邦及び州の民法と州のシャリーア法は、妊娠中の女性を死刑の対象から除外していない。

拷問

4.10 連邦憲法は拷問を禁じているものの、拷問は犯罪とされていない。国民議会は、拷問を犯罪とする拷問禁止法案をまだ法律として成立させていない。下院は2015年、ナイジェリア法律改正委員会が修正した同法案を可決した。同法案は上院に戻されており、2017年11月現在で審理中であった。

4.11 ナイジェリア人権委員会 (Nigerian Human Rights Commission) は、2000年に公表した調査報告書で、ナイジェリア刑務所の被拘留者のおよそ80パーセントは警察に殴打されたと主張していると伝えた。ヒューマン・ライツ・ウォッチ (2003年) とアムネスティ・インターナショナル (2014年及び2016年) は、ナイジェリア刑務所の被拘留者に対して虐待や拷問が広く行われていると報告した。2014年5月、アムネスティ・インターナショナルは16歳の少年である Moses Akatugba を逮捕し、拷問したとして NPF を非難した。Akatugba は、警察に留置されている間、NPF が殴打し、手に発砲した他、数時間に亘って手足を縛られ、吊り下げられたと証言した。2016年9月、アムネスティ・インターナショナルは、強盗防止特別班 (SARS) が自白を得るために拷問を広く利用している状況を浮き彫りにした。

4.12 NPF は公判で利用するため、捜査し、証拠を収集する作業の代替方法として、警察に留置されている容疑者から自白を引き出すために拷問を利用し続けているという訴えを DFAT は信憑性があるものと考えている。政府は警察で留置中に発生する拷問事件に対処するため、幾つかの措置を講じてきており、国内 NGO は全体として拷問が減少していると報告している。人権職員が全ての警察署に配置されており (警察を参照)、警察訓練生は警察官となるための教育の一環として人権に係る研修を受けることを義務付けられている。

残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰

恣意的な逮捕及び勾留

4.13 ナイジェリア警察部隊 (NPF) は公共空間の中で被逮捕者を歩かせ、公衆の嘲笑と虐待に晒す「行進」として知られる技巧を用いている。見物人は被逮捕者にヤジを飛ばし、食物その他の物を投げつけることが多い。

4.14 1990年連邦刑事訴訟法 (*Federal Criminal Procedure Act*) は、NPF のメンバーに対し、個人が罪を犯したと疑うに足りる合理的な理由がある場合、最初に令状を取らずにその者を逮捕することを認めている。警察は、容疑者を犯罪で起訴する前に48時間勾留することができる。逮捕した職員は容疑者に逮捕時点での罪状を伝え、容疑者を警察署まで連行して合理的時間内に手続きを進め、容疑者に弁護士を雇い、保釈金を納めることを認めるよう義務付けられている。たとえ非常事態下にあっても、逮捕してから48時間以内に被拘留者を治安判事の前まで連行していき、また、被拘留者に弁護士の利用及び家族との面会を認めることを法的に義務付けられている。

4.15 このような法的保護があるにもかかわらず、NPFは日常的に罪状を知らせないまま、又は弁護士や家族との面会を認めずに容疑者を勾留しているとDFATは理解している。警察は釈放又は出廷を保証するため、被勾留者に賄賂を求めると伝えられている。大半の市民はこのような状況における本人の法的権利について知らない。

体刑

4.16 シャリーア法を適用する北部の12州の場合、裁判所は「ハッド」刑を科すことができる。ハッド刑には、窃盗罪に対する手の切断刑又は窃盗、公共の場でのアルコール消費若しくは売春などの罪に対する鞭打ち刑が含まれている。2013年4月、バウチ州のシャリーア裁判所は、13,000ナイジェリア・ナイラ(36米ドル)の窃盗を働いた被告人Abdullahi Saleの腕を切断するよう命じた。また、ハッドはより重大な犯罪については石打ち刑を科すことを認めている(死刑を参照)。

4.17 被告人は、より高位のシャリーア裁判所に上訴することが極めて多い。より高位のシャリーア裁判所は手続き又は証拠に関する根拠に基づき、石打ち刑及び手足切断刑の判決を一貫して覆してきた。シャリーア裁判所は通常、鞭打ち刑を即時に実行する。一部の事例の場合、有罪判決を受けた者は鞭打ち刑を受けるのではなく罰金を支払い、又は収監された。

5. その他の検討事項

国家の保護

5.1 ナイジェリアの治安と法執行は、ナイジェリア軍、DSS及びNPFを通じて、また、新たに設置された部隊(C-JTFを含む)を通じて連邦レベルで管理されている。NPFは能力が十分ではないことから、社会的暴力、特に非常事態宣言下にある地域に関する社会的暴力やミドル・ベルト地帯の諸州におけるイスラム教徒農民とキリスト教徒入植者との間の衝突を管理する能力に限界があった。この結果、政府は高いレベルの暴力が見込まれるコミュニティに警ら活動を提供する上で、軍に依存し続けている。

軍

5.2 ナイジェリア軍はナイジェリアが1960年に独立してから大半の期間に亘ってナイジェリアを支配し、1999年まで劣悪な統治と軍事クーデターの文化の原因となっていた。ナイジェリア軍は、国内における役割の他、特に1990年代におけるリベリアとシエラ・レオネにおいて地域の和平努力に貢献した。最近では、ナイジェリア政府が技術的にボコハラムを打倒したと主張したが、軍は反政府勢力の暴力を排除できなかったとして、また、国内で深刻な人権侵害を犯したとして批判されてきた。

5.3 政府が軍に大規模な投資を行ったにもかかわらず、軍は依然として極度に低い能力と

高い比率の脱走に苦しみ続けているとオブザーバーは語っている。前線の兵士は、賃金を受け取れず、設備が十分でない又は全くない状況について公然と不満を漏らしている。国内外の専門家は、高い比率の政府支出額と軍の低い能力の間のギャップは、汚職によって説明することができるかと論じている。

5.4 軍は、他の治安部隊とともに、容疑者、特にボコハラムのメンバーと疑われた者とその者たちをかくまったと考えられている人物を超法規的に殺害し、また、軍の勾留中に起きた多くの死亡事件に関与したとして非難されてきた（生命の恣意的な剥奪を参照）。

警察

5.5 ナイジェリア警察部隊（NPF）は、ナイジェリアの主要な法執行機関である。ナイジェリア憲法は、州政府及び地方自治体が独自の部隊を結成することを禁じている。NPFは世界最大の警察部隊の一つであり、371,800人の職員を擁している。

5.6 NPFは低い能力と不十分な訓練に苦しんでいる。また、NPFの中央集権的な性格が資源を確保しており、運営手続きを変更した場合、その内容が国内の隅々にまで伝わるのに時間がかかる。

5.7 国内外のオブザーバーは、不釣り合いな力を行使し、人々を恣意的に逮捕、勾留し、また、犯罪容疑者と反政府勢力メンバーに拷問を加えたとしてNPFを非難した。警察官は宗派間暴力又は抗議行動に対処するため、しばしば実弾を含む過度の力を行使している。2016年2月9日、警察と軍の職員はアビア州のアバの学校で抗議行動を行うIPOB運動のメンバーと支持者を追い散らすために実弾を使用したと伝えられている。警察は自白を引き出すために拷問を利用している（拷問を参照）。

5.8 3つの政府機関、すなわち、ナイジェリア警察評議会（Nigerian Police Council）、警察業務委員会（PSC：Police Service Commission）及び警察問題省（Ministry of Police Affairs）がNPFを監督している。PSCは、警察による虐待を防止し、調査する責任を負う。PSCは、資源が不十分で、独立性に欠けていることに苦しんでいる。司法部門は、効果的な内部調査機能がないため、一般に権限濫用の罪で警察官を起訴することができない。国家人権委員会（NHRC）は、警察の不正行為を調査するための効果的なメカニズムではなかった。ナイジェリアでは、警察の虐待事案が稀にしか調査されず、加害者が責任を問われることはほとんどないとDFATは評価している。

5.9 2013年1月、NPFは超法規的殺害その他の虐待疑惑に対応して、自発的な行動規範（Code of Conduct）を導入した。この行動規範は、警察官の行動の原則と基準に係る一連の指針を提供している。NPFは警察部隊における女性の人数を増やすとともに、全ての警察署に人権職員を導入した。しかしながら、人権職員は地元レベルにおける権限の欠如など様々な理由で人権侵害を防止することができない。

司法

5.10 最高裁判所は、ナイジェリアにおける最高位の司法権限であり、上訴裁判所、連邦及び州の高等裁判所、及び治安判事を含む第一審裁判所、及び北部の12州においてはシャリーア裁判所がこれに続く。最高裁判所の決定は最終的なものである。各州と連邦首都地区には高等裁判所がある。独立機関である国家司法評議会（National Judicial Council）は、司法職員の報酬、任命及び解任を管理する。高等裁判所は民事及び刑事問題に関して独自の管轄権を有する。

5.11 被告人は法律に基づき、推定無罪の権利、不当に遅延することなく公正な裁判を受ける権利、被告人の弁護士と連絡を取り合う権利、及び法的扶助を求める権利を有している。ナイジェリアにおける法律扶助は極めて限られている。

5.12 市民がナイジェリアの裁判制度を通じて法的な救済を得るのは困難であるとDFATは評価している。ナイジェリアの裁判所は資金不足と人的資源の低い能力を理由に深刻な数の未処理事案に苦しんでおり、公判前勾留期間が極めて長期化する状況を招いている汚職は、特に下級裁判所において、司法の障壁となっている。判事は他の所得減を追求しているために裁判所に出頭しないことが多い。裁判所職員は一般に、報酬が不十分であることを主な理由として、適切な設備、訓練及び動機を欠いている。ナイジェリア市民は裁判の長期に亘る遅延に直面していることを報告するとともに、事案を迅速に進めるため又は有利な判決を得るための見返りとして司法職員から賄賂を要求されていると訴えた。

シャリーア裁判所

5.13 憲法は、各州がコモンロー又は慣習法制度に基づき裁判所を設置できると規定している。この規定により、各州は、シャリーアに基づく刑法を利用している。同法は、「ハッド」刑とその刑罰（鞭打ち刑、手足切断刑及び投石による死刑）を定めている。シャリーア法北部の12州（パウチ、ボモ、ゴンベ、ジガワ、カドゥナ、カノ、カツィナ、ケビ、ナイジェ、ソコト、ヨベ及びザムファラの各州）で適用されている。州のシャリーア裁判所を設置する動きは、民事裁判所制度に関係する非効率性と費用に一部端を発しているとDFATは理解している。

5.14 州レベルのシャリーア裁判所は一般に、各州の手続規則に従ってシャリーア法を適用し、被告人は民法上訴裁判所を通じてシャリーア刑法の合憲性に異議を唱える権利を有する。シャリーア裁判所は、ナイジェリアにおけるシャリーア法の性格と焦点を理由として、ドメスティック・バイオレンスの被害者と同姓愛を疑われている者に不釣り合いなほどの悪影響を及ぼす。

5.15 非イスラム教徒は、本人の訴訟事案がシャリーア裁判所で審理されることを義務付け

られていないが、紛争にイスラム教徒が関わる場合シャリーア裁判所を選択することができる。一部の非イスラム教徒は、一般に民事裁判所よりも費用がかからず、迅速なシャリーア裁判所による審理を選択する。DFATは、シャリーア裁判所の審理を選択する非イスラム教徒の数又は下された判決内容に対する満足のレベルを確認することができない。

拘留及び刑務所

5.16 ナイジェリアの刑務所はひどい過密状態にある。ナイジェリア刑務局(NPS : Nigeria Prisons Service)は、2016年3月に63,142人の受刑者がいると報告した。ナイジェリアの一部の刑務所は収容能力を200~300パーセン超えている。これらの数値には、ボルノ州マイドゥグリのギワ(Giwa)兵舎やヨベ州の施設などナイジェリア北東部の非公式な軍事刑務所が含まれていない。被収監者のおよそ77パーセントが公判前勾留の状態にある。

5.17 ナイジェリア刑務所では、勾留中に死亡する割合が高い。死亡の大半は健康問題に係っている。この健康問題は勾留前から抱えているものもあれば、勾留環境又は取扱いの結果として発生したものもある。非衛生な過密状態に置かれ、医療用品も不足している中、依然として疾病が死亡の主要原因となっている。また、刑務官は被勾留者に暴行し、一部の事案では拷問を加えているとDFATは理解している(拷問を参照)。

5.18 女性は時折、男性受刑者と同じ区域に収監され、性的暴行を受けるリスクが高くなることがある。2013年3月、デルタ州で警察署に留置されていた男性受刑者4人が女性を強姦した。この警察署の警察官は彼女に十分な保護を与えるのを怠った罪で起訴された。年少者については、特別な年少者向け拘置施設へ収監しなければならないという要件があるにもかかわらず、当局は年少者を成人受刑者と一緒に収監することが多い。

5.19 赤十字国際委員会(ICRC : International Committee for the Red Cross)は、状況を観察するために拘置施設に立ち入ることができる。しかし、北東部では、これまで軍の拘置施設に立ち入ることができた外部組織はない。

5.20 政府は拘置環境を改善するために措置を講じてきた。NHRCは刑務所を監視し、人権に係る懸念事項に関して年次監査報告書を提出している。しかしながら、最新の監査報告書が公表されたのは2012年であった。政府は人権侵害疑惑を調査する意欲を示したが、調査を求める苦情をほとんど受理していないと伝えられている。

国内移住

5.21 ナイジェリアでは国内移住に対する法的障害は一切ない。移動の自由はナイジェリア憲法で規定されている基本的権利の一つである。

5.22 ナイジェリアには、北東部での反政府活動やミドル・ベルト地帯の諸州における内部紛争を理由として、300万人に及ぶ国内避難民(IDP : Internally Displaced Persons)がい

る。国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の報告によると、ナイジェリアのIDPは全ての宗教と民族を象徴している。大半のIDPは、家族の繋がりがああるホスト・コミュニティ又は紛争に対応して設置された国営キャンプに自由に定住している。一部のIDPは反乱活動に対応してナイジェリア南部へ移動したが、言語と文化の違いが北部から南部への大量移住の障害となっている。

5.23 ナイジェリア人の多くは、経済的理由で国内の様々な地域へ移動している。特に北部における貧困率が高いため、多くの人々は電気通信、建設、卸売及び小売、製造といった新たな産業における就業機会を全国の様々な地域に求めている。

5.24 特定の州の非先住民は、家族の繋がりがあある又は金融手段を持っていないと新たな州へ移動するのが困難になる可能性がある。非先住民は、大学など政府機関の職又は民間部門における職を求めようとする際、公的差別を受ける可能性がある（人種/国籍 - 非先住民を参照）。これらの制限は、ラゴスなどの大都心や連邦首都地区（アブジャ）では適用されない。

5.25 ナイジェリア人は自由に国内移住することができるDFATは評価している。非先住民にとって国内移住は、特に北部諸州と南部諸州の間では言語、宗教及び文化の違いがあるため、より困難になる可能性がある。

西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）

5.26 西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS：Economic Community of West African States）は、経済統合に焦点を合わせた地域経済共同体であり、アフリカの15か国が参加している。ナイジェリア人はECOWAS条約の加盟国となっている他の14か国に、ナイジェリアのパスポート又はECOWAS渡航証明書を持って自由に入ることができる。また、ナイジェリア人はECOWASの全ての加盟国に居住する権利を有している（詳細情報については、www.ecowas.intを参照）。

5.27 ナイジェリア人は、NIS事務所にECOWAS渡航証明書を申請することができる。申請者は、ナイジェリアのパスポートを取得する際よりECOWAS渡航証明書を取得する際の方が、必要とする書類が少なく済む。申請者は、顔写真、出生証明書又は年齢に関する制定法上の宣言、雇用主からの紹介状及び申請者の地方自治体の首長が発行するナイジェリア市民であることの確認状を提供しなければならない。

5.28 ECOWAS内の移動は一般に自由であるとDFATは理解している。一部の国々には在留許可証に関する規則があるものの、当局がこの規則を執行するのは稀である。穴だらけの国境、部族の繋がりがあある（同一の民族的背景を持つ人々がECOWASの様々な国々に住んでいる）、特に農業分野における循環的及び周期的移住、国境法に関する知識の欠如を理由として、ナイジェリア人は定期的にECOWAS諸国を行き来することができるようになっている。

帰還者の取扱

入出国手続き

5.29 ナイジェリア入国管理局（NIS：Nigeria Immigration Service）は、入出国の検査を実施する責任を負う。検査は一般に執行され、ナイジェリアは入出国の記録を維持している。市民は、ナイジェリアを出国する際、有効なパスポートと該当する場合は目的国のビザを提示しなければならない。16歳未満の児童については、両親が署名した同意レターが必要となる。1990年移民法（*Immigration Act*）に基づき、移民大臣は公益に合っていると判断すれば、ナイジェリアからの出国を禁じることができる。この条項に基づき少数の人権擁護活動家が出国を禁じられたことをDFATは承知している（人権団体を参照）。DFATは、ナイジェリア人が帰還後、海外にいる間に行った政治活動を理由に勾留されたことを認識していない。

帰還者の状況

5.30 ナイジェリア人はIOMが運営し、欧州難民基金（European Refugee Fund）が共同出資している自発的帰還支援・社会復帰プログラム（Voluntary Assisted Return and Reintegration Programme）を通じて、いつでもナイジェリアの任意の地域に自主的に帰還することができる。IOMは渡航文書の取得やフライトの予約について助言と援助を提供するとともに、ナイジェリアにおける社会復帰支援の手配も行っている。2001年1月に確立された自発的帰還支援・社会復帰プログラムは、庇護申請に係る決定又は不服申し立ての結果を待つ庇護申請者だけでなく、申請が認められなかった庇護希望者にも開かれている。

5.31 犯罪記録を持って海外から帰還するナイジェリア市民は、1990年国家薬物法執行機関法（*National Drug Law Enforcement Agency Act*）布告第33号（布告）に基づき起訴される可能性がある。同布告は海外から刑事上の有罪判決を受けてナイジェリアに帰還するナイジェリア人の起訴について規定している。こうした人物の中には、薬物で有罪判決を受けた者やその他マネーロンダリング、詐欺、武装強盗及び強姦を含む重罪を犯した者が含まれている。布告第33号に基づく最短刑期は懲役5年である。DFATは、ナイジェリア政府がこの布告に効力を与えることは稀であると理解している。直近でこの布告が適用されたのは2005年であったとDFATは認識している。

5.32 ナイジェリアに帰還する人々が帰還後に敵対的な注目を集める可能性は低いとDFATは評価している。毎日、数千人のナイジェリア人がナイジェリアを出入りしている。2016年と2017年においては、数千人に及ぶ非自発的帰還者又は申請が認められなかった庇護希望者が英国と欧州から帰還した。DFATは、これらの帰還に関して敵対的な注目又は逮捕があったとは認識していない。NISは、申請が認められなかった庇護希望者の帰還に気付

いている可能性が低い。

文書

国民IDカード (National Identification Card)

5.33 2014年9月、ナイジェリアは国民電子IDカード(電子ID(eID)カードとして知られる)を導入した。電子IDカードは、最終的にECOWAS諸国間の渡航文書として機能するように意図されている。また、電子IDカードは、国民のアイデンティティ(身元)に係る全てのデータベース(運転免許証、有権者登録、保健、納税、国家年金委員会(National Pension Commissionに係るものを含む)を調和させ、単一の「共有」サービス・プラットフォームに組み入れることを目的としている。個人は、それぞれの電子IDカードに関して固有国民ID番号(Unique National Identification Number)を受け取る。2019年までに電子IDカードを取得しないナイジェリア人は投票することも、他の政府サービスを利用することもできなくなる。市民は、カードを入手するため、本人の顔写真、指紋、虹彩スキャン及び署名を記録するため、それぞれの州にあるNIS登録センター(Enrolment Centre)に行かなければならない。電子IDカードは現在試行中であり、完全実施までには数年かかる見込みである。ナイジェリアで国民IDカードを導入しようとする試みはこれまで失敗に終わっている。

5.34 国民IDカード管理委員会(NIMC: National ID Card Management Commission)は、国民IDカードと国民アイデンティティ・データベースを管理している。政府は、マスターカードとパートナーシップを組んでカードを開発し、また、数百万人のナイジェリア人に金融サービスの利用を提供しようとして批判されてきた。

パスポート

5.35 パスポートはナイジェリアで最も一般的に使用される渡航文書である。NISはパスポートを発行し、管理している。ナイジェリアはパスポート詐欺を減らそうとして2011年に電子パスポート(ePassport)を展開した。電子パスポートには、所有者の個人情報と保存するマイクロチップが埋め込まれている。電子パスポートの費用は8,750ナイジェリア・ナイラ(24米ドル)である。

5.36 希望者は、オンライン又は本人が直接出向いて申請することができる。申請者は全て、申請者が住む州の地元NIS事務所で面接を受けなければならない。現在、成人のパスポート申請者が提出を要求される書類には、有効な国民IDカード又は運転免許証、結婚証明書(該当する場合)、16歳未満の年少者については父親の同意レター(両親が署名したもの)、出生証明書又は年齢宣言書、申請者が住む地域の自治体が発行する確認レター及び宣誓管理官が立ち会って作成された保証人の書式が含まれる。

偽造の横行

5.37 ナイジェリアは、文書偽造の比率が高い。出生証明書から卒業証書に至るまでの書類の大半は偽造し、入手することができる。ナイジェリア警察部隊は、詐欺特別課（Special Fraud Unit）を設置する一方、刑法（Penal Code）と刑事法（Criminal Code）は詐欺と文書偽造に対処している。詐欺特別課は積極的に容疑者を捜査し、起訴するが、これまで有罪判決に終わった事案はほとんどないとDFATは理解している。NISには、渡航文書と有価証券を検査するための犯罪科学研究所がある。

5.38 ナイジェリアでは、多くの企業が偽造文書を提供する。真正なパスポートを取得するために使用することができる偽造運転免許証その他の文書（結婚証明書、出生証明書又は年齢宣言書、申請者が住む地域の自治体が発行する確認レターなど）を入手することは困難でもなく、費用のかかるものでもないとしてDFATは理解している。地元のNIS事務所における汚職も、偽造書類に基づく真正なパスポートの作成を可能にしている。